（新）

横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和　　年　　月　　日

神　奈　川　県

（旧）

横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成２８年１１月１日

神　奈　川　県

（新）

（旧）

－序－

■　都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第６条の２の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。

都市計画区域マスタープランは、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、都市計画区域について定められる個々の都市計画は、都市計画区域マスタープランが示す都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう定めることになる。

本県では、清川村を除く 19 市 13 町に 31 の都市計画区域を指定しており、また、土地利用、流域等の自然的条件、通勤・通学や商圏等の生活圏、交通ネットワーク等を踏まえ、複数の都市計画区域からなる５つの広域都市計画圏を設定している。

横須賀都市計画区域は、横須賀市の行政区域を範囲としており、県土の南東部に位置する三浦半島広域都市計画圏の一部を構成している。

なお、本県における都市計画区域は、おおむね行政区域に等しく定めているが、隣接・近隣する都市計画区域や行政区域等の広域的な課題に対応するため、第１章では、都市計画区域外を含む県全域を５つに分割した各都市圏域の都市づくりの方針等を定め、第２章では、各都市計画区域における方針等を定めている。

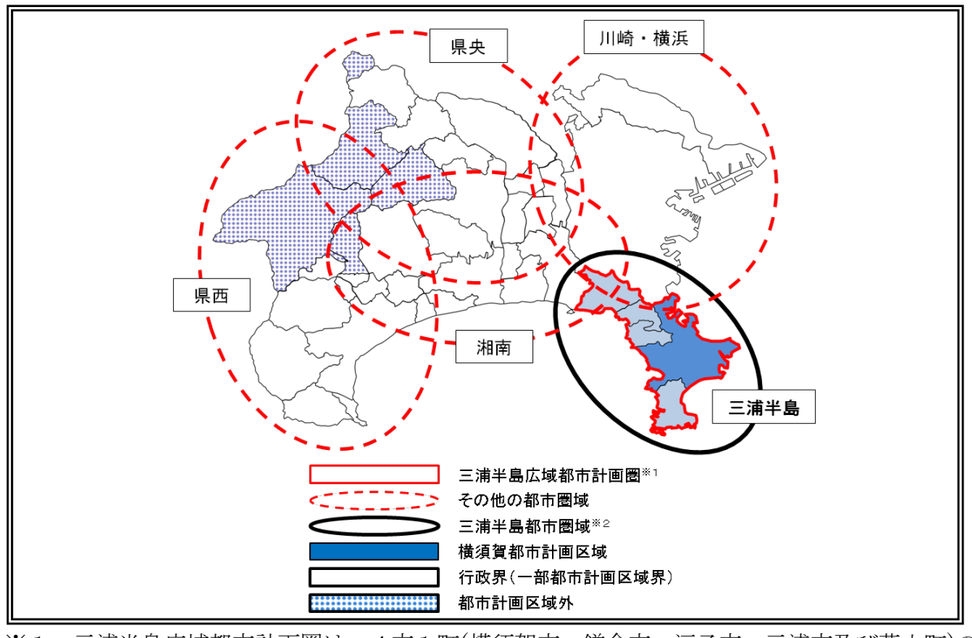

※１　三浦半島広域都市計画圏は、４市１町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）の都市計画区域で構成されている。

※２　三浦半島都市圏域は、４市１町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）の行政区域で構成されている。

（新）

第１章　神奈川の都市計画の方針

１　県全域における基本方針

（１）　県土・都市像

将来(2040 年代前半)を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ」とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざす。

県土・都市像の実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の２つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、ＳＤＧｓの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度※との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進める。また、地域の個性を生かし、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化※、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営する”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現する。

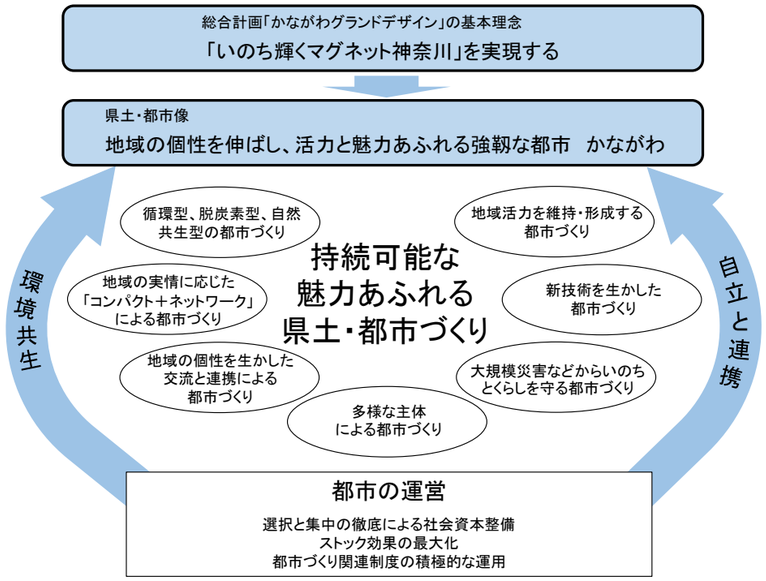

※　特区制度：区域を限定して規制の特例措置を認める制度。本県では、国家戦略特区、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区の3つの特区が指定されている。また、「スーパーシティ」構想を実現するための「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が令和2年9月に施行されている。

※　ストック効果の最大化：第4次社会資本整備重点計画で示された考え方。ここでは、持続可能な社会資本整備に向けて、集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組み)といったマネジメントの徹底、PPP/PFI の積極活用などを指す。

（旧）

第１章　三浦半島都市圏域の都市計画の方針

１　県全域における基本方針

（１）　都市づくりの基本方向

①　県土・都市像

本県は、2025(平成 37)年を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市　かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指す。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の２つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来などに備え、従来の「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向へと転換し、地域の個性を生かし、社会経済の動向や環境・生活の質の向上に配慮し、選択と集中による社会資本整備、既存ストック※の有効活用、都市づくり関連制度の積極的な運用等の“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現する。

特に、東日本大震災等大規模な災害を踏まえ、これからの都市づくりの新たな課題として、「大規模災害からいのちを守る都市づくり」を加え、防災力と減災力を高める取組を強化する。

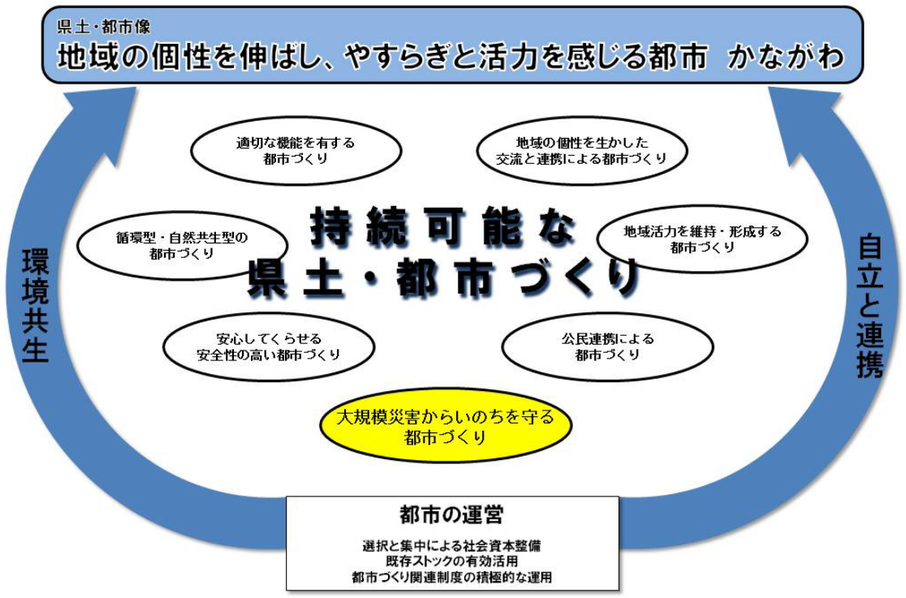

※　既存ストック：　これまで整備された施設等、現在に蓄積された資源のこと。

（新）

（２）　「環境共生」の方向性

利便性が高くにぎわいのある都市環境と個性ある豊かな自然的環境がともに存在し、調和している神奈川の魅力を維持・向上させるため、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用を図る。

さらに、地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進める。

そこで、県土の土地利用状況などを踏まえて３つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン、自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図る。

（３）　「自立と連携」の方向性

自立と連携による活力と魅力あふれる県土の形成を図るため、県土の骨格をなす地形や人、モノ、情報の集積と流動状況や地域政策圏などを踏まえて、５つの都市圏域を設定し、将来の県土・都市づくりの方向性を共有する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

そこで、県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の方向性を定める。

（旧）

②　「環境共生」の方向性

県土の土地利用状況などを踏まえ、３つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン及び自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。

③　「自立と連携」の方向性

県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置づけ、県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、連携軸を設定する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ及び情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

（新）

（旧）

（４） 将来の県土・都市像

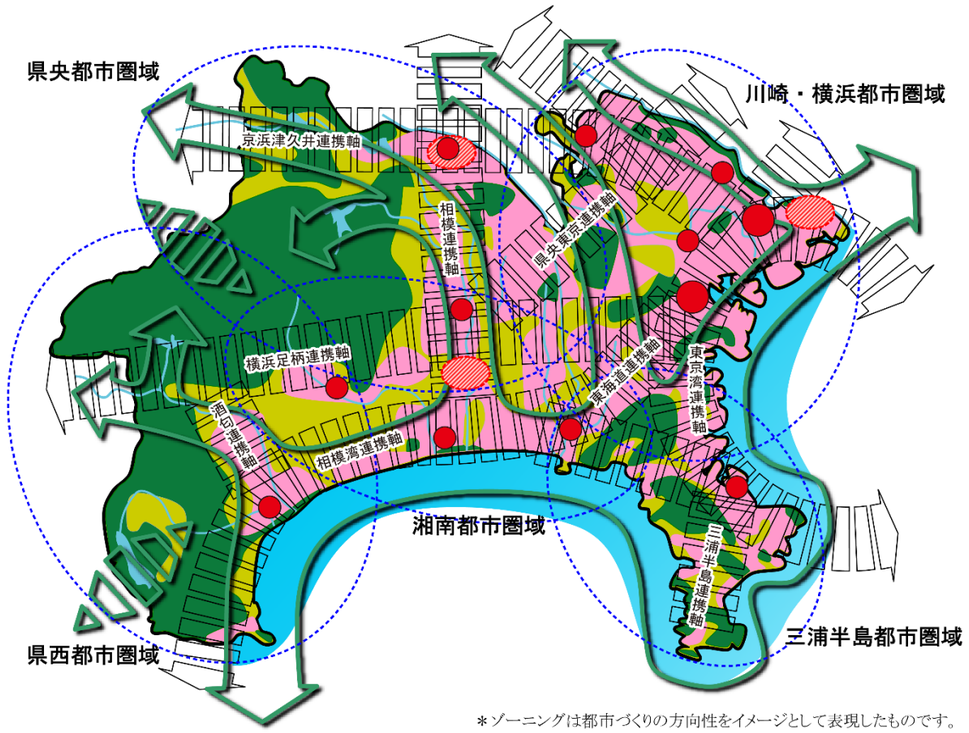

＊ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡　例

＜環境共生＞

複合市街地ゾーン
◇鉄道駅や公共交通の利便性を生かした「歩いて暮らせるまちづくり」
◇多様な機能を持った質の高い市街地の実現

環境調和ゾーン
◇都市と自然の調和・つながりを育む土地利用
◇地域特性に応じた魅力の創造・発揮

自然的環境保全ゾーン
◇まとまりのあるみどりの保全、周辺環境との一体的なうるおいの創造
◇価値ある環境を生かして伸ばす交流の促進

水とみどりのネットワーク
◇特色ある風土・環境・景観を生かし育み、都市と自然との調和・共生を促進
◇山・川・海の連続性を踏まえた循環・自然共生型のうるおいある県土の創造

県境を越える山なみエリアの連続性

＜自立と連携＞

中核拠点
◇首都圏の中核的な拠点として、複合的な都市機能を集積

広域拠点
◇県全体の広域的な機能、都市圏域全体の自立をけん引する高度な都市機能の集積

新たなゲート
◇全国や世界との交流連携の窓口として、交通基盤の整備と拠点を形成

整備・機能強化する連携軸
◇自立した地域の機能を支えあう交通ネットワークの整備と既存ストックの機能強化
◇防災、環境、産業・観光といった広域的な課題への対応

都市圏域
◇地域の個性を生かした自立ある発展
◇人、モノ、情報の円滑な流れを促す連携軸による活力ある都市づくり

（新）

（５） 目標年次

2035(令和 17)年とする。

（６） 都市計画の目標

将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ」の実現に向けて、これまでに整備されてきた既存ストックを賢く使うとともに、AI、IoT など技術の進展を生かし、脱炭素化にも配慮しながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じてコンパクトで安全性が高い都市づくりと交流と連携による活力と魅力あふれる都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とするため、次の目標を掲げて取り組んでいくこととする。

その際、アフターコロナにおける働き方・暮らし方の多様化やデジタル技術の進展などの様々な社会の変化を都市づくりにおいても柔軟に受け止めて対応するとともに、脱炭素、流域治水プロジェクトの取組など県土で共通する広域的な課題についても共有しながら、都市づくりを進める必要がある。

① 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり

本県では、これまで市街地の無秩序な拡大を防止してきており、市街地の人口密度は比較的高く維持されていることから、直ちに人口減少による都市構造の再編を要する段階にはない。しかしながら、今後さらに進行する少子高齢化や本格化する人口減少社会に備え、長期的な視点に立って、集約すべき拠点の明示や市町による立地適正化計画などにより、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けた取組を進める。

集約型都市構造の実現にあたっては、中心市街地を含めた既成市街地の活力維持が必要となっていることから、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図るとともに、その効果を高めるために拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保を常に意識しながら、脱炭素化にも資するまちづくりを進める。

また、県全体の人口減少の進行が見込まれる中にあっても、人口や産業の伸びが見込まれる地域等においては、災害ハザードエリアを考慮しながら、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して新市街地の創出を図る。

② 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

激甚化・頻発化する災害に対応するため、市町による立地適正化計画の策定過程などを通じて災害リスクの評価･分析を行い、集約型都市構造化の取組とあわせて、災害リスクを踏まえたまちづくりを目指すものとする。そのため、都市計画を定めるにあたっては、常に最新の災害ハザード情報を十分に把握しておくことが重要である。

さらに、各法令に基づく行為規制が行われている災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、県民のいのちと暮らしを守るため、防災対策工事や避難体制の整備等のこれまでのハード対策・ソフト対策に加えて、土地利用の面からも防災・減災に取り組む。

③ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり

今後、人口減少社会が本格化する中にあっても、地方創生の観点から、地域の活力を維持・形成していくことが求められていることから、豊かな自然や歴史・文化、景観など地域の様々

（旧）

（２） 目標年次

2025(平成 37)年とする。

（３） 都市計画の目標

「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ」を実現するために、選択と集中により効率的かつ効果的に都市基盤の充実・強化を図るとともに、総合的なネットワークの充実・強化を図り、自立と連携による活力ある県土の形成を目指す。

また、地形をはじめ、人、モノ及び情報の集積と流動状況や地域政策圏を踏まえた広域都市計画圏を設定し、広域的な課題への対応方針と将来の自立した都市づくりに向けた方針を共有する。

各広域都市計画圏では、地域の特性を生かし、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めるとともに、県外や広域都市計画圏相互、拠点相互の人、モノ及び情報の円滑な流れを促す連携軸の整備・機能強化や京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区、国家戦略特区といった新たな産業施策等との連携により、にぎわいのある利便性の高い活力ある都市づくりを目指すものとする。

2025(平成 37)年を目標年次とする段階は、地域の活力維持を進めている段階にあることから、集約型都市構造※1化の取組としては、具体的な都市計画制限による措置を講じる段階ではなく、まずは、広域的視点に基づく拠点を示し、その方向性を県民に広く知らしめて、都市機能の集約化により着実に進めていくこととする。

また、都市機能の集約化とあわせて、自然的環境と調和したゆとりある土地利用、地域資源や既存ストックの有効活用、再生可能エネルギーの導入による都市の低炭素化等、環境への負荷が少ない、環境と共生した持続可能な都市づくりを関連施策と連携しつつ推進するものとする。

さらに、大規模な地震による家屋等の倒壊や火災、最大クラスの津波による被害、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から、県民のいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ※2等を今後の都市づくりに活用するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

※１ 集約型都市構造： 人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設等の都市構造を利便性の高い、基幹的な公共交通沿い等の地域に集約させた都市構造をいう。

なお、国土交通省は「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととし、改正都市再生特別措置法や国土のグランドデザイン 2050 等にこの考え方を反映している。

※２ ハザードマップ： 自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害拡大範囲及び被害程度、さらには、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

な個性や魅力を生かすとともに、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化にも対応した活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用しながら柔軟に対応していくものとする。

④　循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

本県の豊かな自然は、地域の個性や魅力を形づくっているものの、気候変動の影響や都市化の進展などにより、本来自然が有する浄化や循環などの機能の低下が懸念され、地球温暖化対策などへの対応や自然的環境の整備・保全の必要性が高まっている。このため、環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会を目指すとともに、自然と共生する持続可能で魅力ある都市づくりに向けて、グリーンインフラの考え方も踏まえながら、防災・減災、地域振興、環境など多面的な機能を有する都市内の農地や緑地等を適切に整備・保全する。

⑤　広域的な視点を踏まえた都市づくり

都市計画に関する決定権限が市町へ移譲され、広域的な課題に県と市町が連携して取り組むことの必要性が高まっていることから、広域的な緑地の配置や流域治水プロジェクトの取組など都市計画区域を超える課題や、災害ハザードエリアにおける土地利用、脱炭素など各都市計画区域で共通する課題については、広域的な都市の将来像を共有しながら、対応していくものとする。

（新）

２　三浦半島都市圏域における基本方針

三浦半島都市圏域は、４市１町(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)で構成され、県土の南東部に位置している。

（１）　都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり

三方を海に囲まれ、変化に富んだ海岸線を有し、多摩丘陵から続くまとまったみどりや古都鎌倉の豊かな歴史と伝統に恵まれた「三浦半島都市圏域」では、これらの魅力的な地域資源の保全・再生を図るとともに、水やみどりと共生した都市的環境を創造することで、人々がうるおいをもって快適にくらせるようにするとともに、首都圏や海外からも多くの人が訪れる「公園」のような、交流が活発な都市づくりをめざす。

（２）　基本方向

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育んできた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要である。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業の誘致、新たな人材、知恵・技術の獲得などができる魅力あふれる都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用して、「半島で暮らす」魅力や観光の魅力を高めることで、交流の活性化を図る必要がある。

さらに、ＳＤＧｓの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要である。

（３）　「環境共生」の方向性

①　土地の有効活用、利便性の高い市街地の形成　〈複合市街地ゾーン〉

ア　交通利便性の高い鉄道駅周辺などにおいて土地の有効活用を図り、住宅、商業施設、公共公益施設などの都市機能を集約するとともに、高齢者などのモビリティの確保、観光交通による交通渋滞を緩和するため、バスなどの公共交通の利用促進を図る。また、高齢化が進む中でも安心してくらせるまちづくりを推進する。

イ　市街地内の農地や緑地の保全、既成市街地の改善とあわせた緑化などにより、快適性や防災性の向上などを図るとともに、歴史や文化、良好な住宅・別荘地、マリーナ施設などの特徴ある地域資源を生かして、より質の高い魅力あふれる市街地の形成を図る。

ウ　海とみどりに囲まれた良好な立地条件を生かして、研究開発機能や関連する業務機能などの新たな立地・集積を促進し、多様な機能が集約化され利便性が高く職住近接のライフスタイルが展開できる市街地の形成を進める。

（旧）

２　三浦半島都市圏域における基本方針

（１）　都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり

三方を海に囲まれ、変化に富んだ海岸線を有し、多摩丘陵から続くまとまったみどりや古都鎌倉などの豊かな歴史と伝統に恵まれた「三浦半島都市圏域」では、これらの魅力的な地域資源の保全・再生を図るとともに、水やみどりと共生した都市的環境を創造することで、人々がうるおいをもって快適にくらせるようにするとともに、首都圏や海外からも多くの人が訪れる「公園」のような、交流が活発な都市づくりを目指す。

（２）　基本方向

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育んできた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要である。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業等の誘致、新たな人材、知恵・技術等の獲得などができる魅力ある都市づくりや、農林水産物など特色ある地域の資源・産業を活用した交流の活性化を図る必要がある。

さらに、大規模地震による津波や集中豪雨による土砂災害等に対して、その危険性と隣り合っているという現実を直視し、より減災を重視した都市づくりに取り組んでいくことが求められる。

（３）　「環境共生」の方針

①　土地の有効活用、利便性の高い市街地の形成　〈複合市街地ゾーン〉

ア　大船駅や横須賀中央駅などの交通利便性の高い鉄道駅周辺の中心市街地において、土地の高度利用と施設の複合化を図り、住宅、商業施設、公共公益施設などの都市機能を集約するとともに、郊外における市街地拡大の抑制、大規模集客施設などの立地抑制を行うことで、中心市街地の利便性を高め、街なか居住を促進する。

イ　また、公共公益施設、商業施設などが集積した地域の拠点周辺などにおいて、住宅をはじめとした都市機能を集約し、あわせて、中心市街地への移動手段として、バスなどの公共交通の充実を図ることで、自家用車利用から公共交通への転換を促進するとともに、高齢者などのモビリティを確保する。

ウ　海岸部においては、海浜利用や景観に配慮した養浜や津波に対する海岸保全施設の整備を進める。また、最大クラスの津波に対しては、自助・共助の取組と連携し、減災の考え方を

（新）

エ　都心へのアクセスが良好な首都圏のベッドタウンとしての機能と自然環境の魅力を兼ね備えている地域であることを生かして、関係人口の創出や空き家も活用した移住・定住の促進やコミュニティの創出を図る。

オ　城ケ島・三崎地域では、海や富士山の眺望と漁村文化・食文化を生かした観光振興や国家戦略特区を活用した国際的な経済活動拠点の形成を進める。

カ　海岸部では、海浜利用や景観に配慮した養浜や津波に対する海岸保全施設の整備を進めるとともに、最大クラスの津波に対しては、自助・共助の取組みと連携し、減災の考え方を基本とした逃げやすい市街地の形成を図る。また、斜面に近接して形成された市街地では、急傾斜地崩壊防止施設の整備などのハード対策や土砂災害防止法などを活用したソフト対策の充実・強化を図る。

キ　大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化などを促進する。特に、防災拠点となる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。

②　生態系などへの配慮とメリハリある土地利用　〈環境調和ゾーン〉

ア　豊かな自然的環境と利便性の高い市街地とのバランスをとり、半島全体がみどりあふれる「公園」のような魅力ある環境の形成を図る。

イ　持続的な農業生産や身近な自然とのふれあいの場を提供する広くまとまりある農地の保全などを図り、多様な動植物の生息・生育環境にも配慮した計画的な土地利用を進める。

ウ　斜面緑地及びその周辺において、災害の危険を伴う市街地の拡大を抑制する。また、農林水産業の振興などの観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街化を促進しない範囲で、地区計画に基づく土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保などを図る。

③　まとまったみどりの育成・活用　〈自然的環境保全ゾーン〉

ア　半島最高峰の大楠山周辺などを中心に、国営公園の誘致や大規模な緑地の保全を図り、都市圏域全体のまとまったみどりの核として育む。

（旧）

基本とした逃げやすい市街地の形成を図る。

エ　谷戸などにみられる斜面に近接して形成された市街地においては、急傾斜地崩壊防止施設の整備などのハード対策や土砂災害防止法の制度を活用したソフト対策を進める。

オ　大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化等を促進する。特に、防災拠点となる建築物、緊急輸送路沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。

カ　古くから形成された住宅地などにおいて顕在化する空き家、空き地については、公共交通などの日常生活に必要なサービス機能を確保することで、増加を防止するとともに、あっせんによる解消や福祉施設などへの転用を行うことで、治安の悪化を防止する。また、人口減少の進行に伴い、さらに空き家、空き地が顕在化する場合には、敷地の統合や緑地への転換などを行うことで、ゆとりある居住環境を創出する。

キ　温暖で風光明媚な鎌倉、逗子、葉山などを中心に形成される良好な住宅・別荘地については、地区計画などにより敷地の細分化を防ぐことで、良好な居住環境を維持する。

ク　古都鎌倉をはじめとする歴史的資産、油壺や葉山をはじめとするマリーナ施設、三浦の農水産物などの特徴ある地域資源を生かした観光の振興と良好な景観の保全を図り、県内外から多くの観光客が訪れる、魅力ある市街地の形成を図る。その際、観光交通による交通渋滞を緩和するため、公共交通の利用促進を図る。

ケ　東京、川崎・横浜との近接性や海とみどりに囲まれた自然的環境などの良好な環境を生かして、横須賀リサーチパークなどの産業用地においては、産業振興施設と連携しながら、研究開発機能や関連する業務機能などの新たな立地集積を促進するとともに、住宅、公共公益施設などの都市機能を充実することで、利便性が高く職住近接のライフスタイルが展開できる市街地の形成を進める。また、インターチェンジ至近にある市街化区域内の未利用地については、研究機関機能などの立地集積を図る。

②　生態系などへの配慮とメリハリのある土地利用　〈環境調和ゾーン〉

ア　みどり、海などの豊かな自然的環境と利便性の高い市街地とのバランスを図り、半島全体として、みどりあふれる「公園」のような魅力を創出する。

イ　斜面緑地及びその周辺において、災害の危険を伴う市街地の拡大を抑制するとともに、市街地周辺に広がる貴重な緑地の保全を図る。

ウ　半島南部や丘陵部に広がるまとまった農地は、本都市圏域をはじめ、県内、首都圏の生鮮野菜の供給地であるとともに、身近な自然とふれあいの場として役割を担っていることから、積極的な保全を図る。

エ　緑地や農地の保全をはじめとして、多様な動植物の生息・生育環境にも配慮した土地利用を進める。

オ　農林水産業の振興などの観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街地を促進しない範囲で、地区計画に基づく土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保などを図る。

③　まとまったみどりの育成・活用　〈自然的環境保全ゾーン〉

ア　首都圏の「水とみどりのネットワーク」を形成するため、半島最高峰の大楠山周辺などを中心に国営公園の誘致に向けて、県、市町や地域の団体が連携して取り組み、まとまったみど

（新）

イ　この核との連携を図りながら、二子山などの大規模な樹林地、小網代の森、鎌倉の史跡と一体となった丘陵部の緑地などは、適切な保全によって生物多様性の確保を図るとともに、地域固有の資源を生かしたエコツーリズムなど観光の場として活用を図る。

ウ　まとまりのあるみどりや入り江が重なる自然海岸など、多彩な地形が織り成す自然景観の保全を図る。

（４）「自立と連携」の方向性

①　自立に向けた都市づくり

ア　企業や人材の活動を支える高度な都市機能の集積　〈広域拠点〉

（ア）　横須賀駅から京急汐入駅・横須賀中央駅周辺に広がる横須賀市中心市街地において、職・住・遊・学などバランスある機能集積を促進する。国際色豊かな雰囲気を生かした個性あるまちづくりを進め、商業集積の再編成による競争力・集客力の向上を図るとともに、交流、情報、文化・芸術などを生み出す創造的な都市づくりを進める。

イ　都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成　〈地域の拠点〉

（ア）「鎌倉駅周辺」、「大船駅周辺」、「逗子駅周辺」、「引橋周辺」及び「葉山町役場周辺」において、地域的なニーズにきめ細かく対応し、生活に密着したコミュニティレベルでの便利で快適なくらしを支える商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図る。

（イ）　ヘルスケア・ニューフロンティアなど最先端の新たな地域の拠点として、「村岡・深沢地区」において、ＪＲ藤沢駅～ＪＲ大船駅間の新駅設置に向けた取組みと新たな都市拠点の形成を進める。

②　連携による機能向上

ア　大規模なマーケットを視野に入れた産業・観光などの活性化の促進　〈県土連携軸〉

（ア）　東京や川崎・横浜などの大規模市場や国際的な空港・港湾との連携を強化するとともに、東京湾岸の都市・地域間での広域的な交流連携を通じて都市圏域としての自立性を強めるために、「東京湾東軸」・「東京湾西軸」などの整備・機能強化を図る。

（イ）　三浦半島のツーリズムを生かした広域的な観光の回遊性を創出・活発化させるために、湘南など相模湾沿岸地域との交流連携を図る「相模湾軸」などや、房総半島などとの交流連携を図る「横須賀房総軸」などの整備・機能強化を図る。

（ウ）　都市圏域内における交流連携を活発化させるため、骨格的な軸となる「半島東軸」や「半島南北軸」の整備・機能強化を図る。

イ　地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸　〈都市連携軸〉

（ア）　主に都市圏域内外の交流を補完する軸として「大船江の島軸」、また、主に都市圏域内の交流を支える軸として「三崎軸」、「半島東西軸」について、拠点間の連携強化や多様な都

（旧）

りの核として育む。

イ　この核と連携を図りながら、二子山のような大規模な樹林地、小網代の森のような水域と一体となった特色ある緑地や、広町をはじめとする鎌倉三大緑地などは、関係者との合意のもと、半島の骨格を形成するみどりとして重点的に保全するとともに、多様な動植物の生息・生育空間の保全を図る。また、みどり、海といった地域固有の資源を生かしたエコツーリズムなどの企画を充実することにより観光の場として活用を図る。

ウ　「三浦半島景観域※」を形成する、まとまりのあるみどりや入り江が重なる自然海岸など、多彩な地形が織り成す自然景観の保全を図る。

※　景観域：「神奈川景観づくり基本方針」（平成 19 年８月策定）において、地域の特性を踏まえた目標景観像を共有するため、地勢等を踏まえて設定された地域区分のこと。

（４）「自立と連携」の方針

①　自立に向けた都市づくり

ア　広域拠点

（ア）「横須賀市中心市街地」では、三浦半島都市圏域全体の自立をけん引する拠点づくりを進める。

イ　地域の拠点

（ア）「鎌倉駅周辺」、「大船駅周辺」、「逗子駅周辺」、「引橋周辺」及び「葉山町役場周辺」では、三浦半島都市圏域全体の自立を支え、地域における日常生活のニーズにきめ細かく対応する拠点づくりを進める。

ウ　新たな地域の拠点

（ア）「村岡・深沢地区」においては、ＪＲ藤沢駅～ＪＲ大船駅間の新駅設置に向けた取組と新たな都市拠点の形成を進める。

②　連携による機能向上

ア　県土連携軸

（ア）　東京や川崎・横浜などの大消費地や国際的な空港・港湾との連携を強化し、圏域としての自立性を強めるとともに、東京湾岸の都市間での広域的な交流連携を促進するため、「東京湾東軸」を構成する「国道 357 号」の計画の具体化を図るとともに、「東京湾西軸」を構成する「京浜急行本線」の輸送計画の改善などに取り組む。

（イ）　半島のツーリズムを生かした広域的な観光の回遊性の創出を図るため、湘南など相模湾岸地域との交流連携や東京、川崎・横浜との連絡性を強化する「相模湾軸」を構成する「ＪＲ横須賀線」の輸送計画の改善などに取り組む。また、房総半島との交流連携を図るため、「横須賀房総軸」を構成する「東京湾口道路」の計画を進める。

（ウ）　都市圏域内の産業、経済、観光などの交流連携を活性化させるとともに、交通渋滞の緩和を図るため、「半島東軸」を構成する「京急久里浜線」の延伸及び「（都）安浦下浦線」の整備に取り組むとともに、「半島南北軸」を構成する「三浦縦貫道路」及び「三浦半島中央道路」

（新）

市機能の交流連携などを図る。

（イ）　連携による機能向上の実現のため、京浜急行本線、ＪＲ横須賀線の輸送計画の改善、京急久里浜線の延伸に取り組むとともに、東京湾口道路計画の推進、国道 357 号の整備促進、三浦縦貫道路、三浦半島中央道路、（都）西海岸線の整備推進などを図り、海上交通も視野に入れた代替性のあるネットワークの形成をめざす。

（旧）

の整備などを進める。

（新）

（５）　三浦半島都市圏域－都市づくりの方向性－

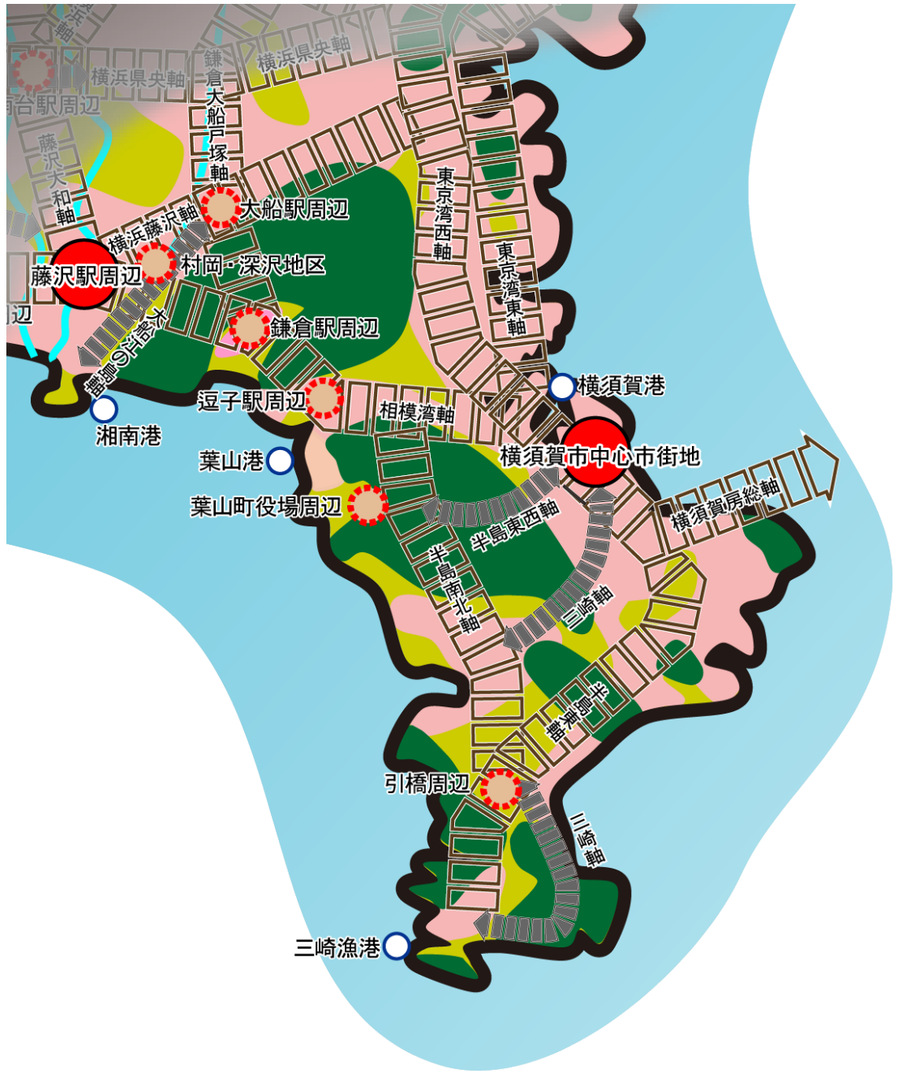

＊ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡　例

＜環境共生＞
- 複合市街地ゾーン
- 環境調和ゾーン
- 自然的環境保全ゾーン

＜自立と連携＞
- 広域拠点
- 地域の拠点
- 県土連携軸（都市連携軸）
- 都市連携軸

（旧）

（５）　将来都市構造（イメージ図）

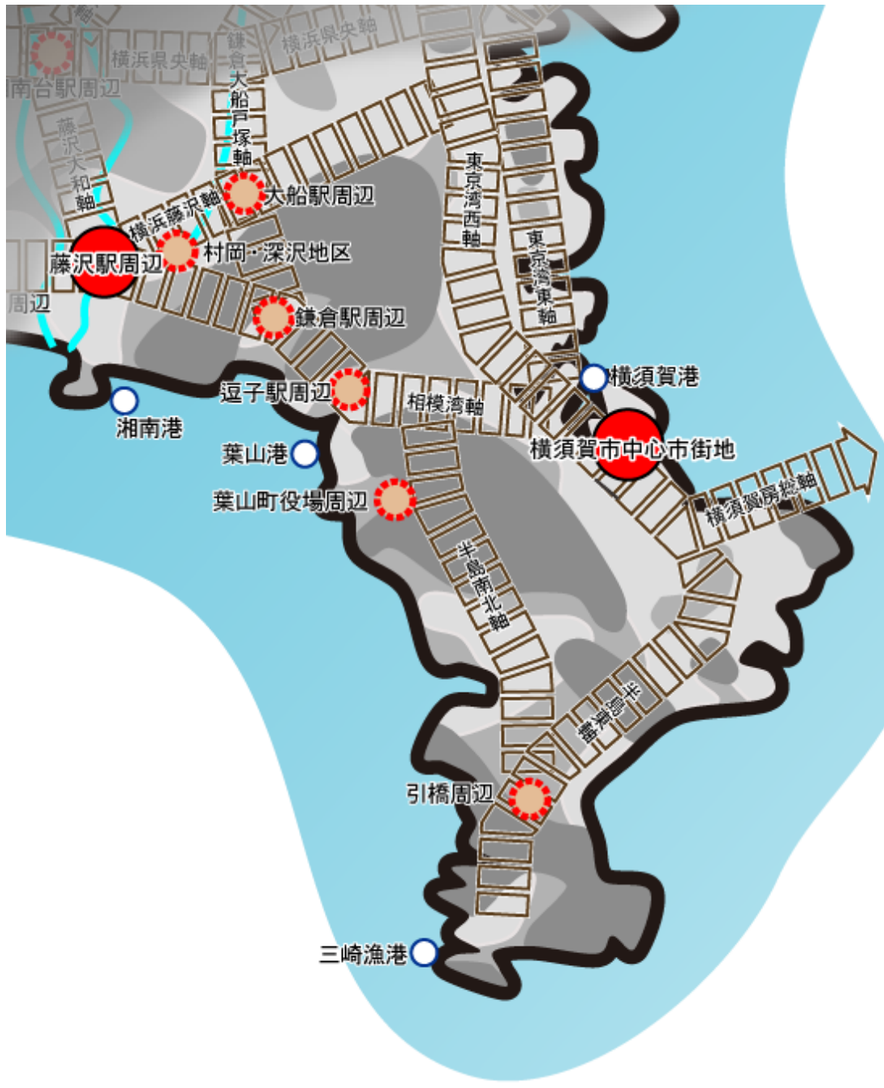

凡　例

＜環境共生＞
- 複合市街地ゾーン
- 環境調和ゾーン
- 自然的環境保全ゾーン

＜自立と連携＞
- 広域拠点
- 新たなゲート
- 地域の拠点
- 県土連携軸

（新）

第２章　横須賀都市計画区域の都市計画の方針

１　都市計画区域における都市計画の目標

（１）　都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり横須賀市の全域である。

都市計画区域の名称	市　町　名	範　　囲
横須賀都市計画区域	横須賀市	行政区域の全域 （地先公有水面を含む。）

（２）　都市計画区域の都市づくりの目標

本区域における都市づくりは、都市計画に関する基本方針として定めた「横須賀市都市計画マスタープラン」における次の理念のもとに、都市を舞台に、世代・社会的立場、居住地などの異なるさまざまな人々が相互にふれあい、個性と可能性を発揮する「豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市」の建設・創造を目標とする。

○　みんなが安全で安心して生活する都市をつくる
○　みんなが地域に住まい、活躍する都市をつくる
○　みんながいきいき交流する都市をつくる
○　みんなに海と緑の恵みの多い都市をつくる
○　みんなで自発的に参加して都市をつくる

（３）　地域毎の市街地像

本区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

①　追浜地区
住まいと職場の魅力を高めるまちづくりを目指す。

②　田浦地区
交通を整え谷戸の自然と調和し安心して暮らすことのできるまちづくりを目指す。

③　逸見地区
海と丘陵を結び谷戸の生活環境を改善するまちづくりを目指す。

④　本庁地区
海にひらかれた横須賀の都市文化を発信する拠点を形成するまちづくりを目指す。

⑤　衣笠地区
緑と歴史を活かし新たな生活文化をはぐくむまちづくりを目指す。

⑥　大津地区
良好な住環境を保全・形成しつつ広域交通の要となるまちづくりを目指す。

⑦　浦賀地区
地域の歴史と文化を活かして快適に安心して住み続けるためのまちづくりを目指す。

⑧　久里浜地区
地域の歴史と活力を活かして職・住・遊の交流をはぐくむまちづくりを目指す。

（旧）

第２章　横須賀都市計画区域の都市計画の方針

１　都市計画区域における都市計画の目標

（１）　都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり横須賀市の全域である。

都市計画区域の名称	市　町　名	範　　囲
横須賀都市計画区域	横須賀市	行政区域の全域 （地先公有水面を含む。）

（２）　都市計画区域の都市づくりの目標

本区域における都市づくりは、都市計画に関する基本方針として定めた「横須賀市都市計画マスタープラン」における次の理念のもとに、都市を舞台に、世代・社会的立場、居住地などの異なるさまざまな人々が相互にふれあい、個性と可能性を発揮する「豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市」の建設・創造を目標とする。

○　みんなが安全で安心して生活する都市をつくる
○　みんなが地域に住まい、活躍する都市をつくる
○　みんながいきいき交流する都市をつくる
○　みんなに海と緑の恵みの多い都市をつくる
○　みんなで自発的に参加して都市をつくる

（３）　地域毎の市街地像

本区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

①　追浜地区
住まいと職場の魅力を高めるまちづくりを目指す。

②　田浦地区
交通を整え谷戸の自然と調和し安心して暮らすことのできるまちづくりを目指す。

③　逸見地区
海と丘陵を結び谷戸の生活環境を改善するまちづくりを目指す。

④　本庁地区
海にひらかれた横須賀の都市文化を発信する拠点を形成するまちづくりを目指す。

⑤　衣笠地区
緑と歴史を活かし新たな生活文化をはぐくむまちづくりを目指す。

⑥　大津地区
良好な住環境を保全・形成しつつ広域交通の要となるまちづくりを目指す。

⑦　浦賀地区
地域の歴史と文化を活かして快適に安心して住み続けるためのまちづくりを目指す。

⑧　久里浜地区
地域の歴史と活力を活かして職・住・遊の交流をはぐくむまちづくりを目指す。

（新）

⑨ **北下浦地区**

自然の広がりの中でゆとりある生活環境を築くまちづくりを目指す。

⑩ **大楠地区**

豊かな自然と穏やかな暮らしが人々にやすらぎを与えるまちづくりを目指す。

⑪ **武山地区**

自然の中の快適な暮らしをはぐくむまちづくりを目指す。

⑫ **長井地区**

漁業・農業と暮らしの活力を高めるまちづくりを目指す。

（旧）

⑨ **北下浦地区**

自然の広がりの中でゆとりある生活環境を築くまちづくりを目指す。

⑩ **大楠地区**

豊かな自然と穏やかな暮らしが人々にやすらぎを与えるまちづくりを目指す。

⑪ **武山地区**

自然の中の快適な暮らしをはぐくむまちづくりを目指す。

⑫ **長井地区**

漁業・農業と暮らしの活力を高めるまちづくりを目指す。

（新）

２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

（１）　区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第７条第１項第１号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

（２）　区域区分の方針

①　市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

ア　人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区　分＼年　次	令和２年	令和 17 年
都市計画区域内人口	約 388 千人	おおむね 329 千人
市街化区域内人口	約 378 千人	おおむね 321 千人

令和 17 年の都市計画区域内人口については、令和５年８月に示された本県の将来推計人口及び地域政策圏別の将来推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、推計した。

イ　産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区　分＼年　次	令和２年	令和 17 年
工業出荷額	約 5,102 億円 （約 7,788 億円）	おおむね 7,955 億円 （おおむね 11,575 億円）
流通業務用地※	約 108.6ha （約 180.6ha）	おおむね 104.8ha （おおむね 172.5ha）

令和 17 年の工業出荷額については、平成 27 年から令和元年までの工業統計調査等における製造品出荷額の実績を基に推計した。

令和 17 年の流通業務用地については、平成 22 年、平成 27 年及び令和２年の都市計画基礎調査の結果を基に推計した。

（ ）内は三浦半島都市圏域の値を示す。

※　令和 17 年の流通業務用地には、研究施設用地を含む。

研究施設用地については、県の企業誘致施策に基づき、過去の立地動向から将来必要となる研究施設用地の敷地面積を推計した。

（旧）

２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

（１）　区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第７条第１項第１号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

（２）　区域区分の方針

①　市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

ア　人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区　分＼年　次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	約 418 千人	おおむね 372 千人
市街化区域内人口	約 407 千人	おおむね 361 千人

平成 37 年の都市計画区域内人口については、平成 26 年３月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」（神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会）における地域政策圏別の推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成 22 年の国勢調査データを基に推計を行った。

イ　産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区　分＼年　次		平成 22 年	平成 37 年
生産規模	工業出荷額	7,009 億円	おおむね 4,370 億円
	卸小売販売額	おおむね 5,676 億円	おおむね 5,796 億円
就業構造	第一次産業	1.7 千人 （1.0%）	おおむね 1.5 千人 （0.9%）
	第二次産業	32.5 千人 （18.9%）	おおむね 26.4 千人 （15.2%）
	第三次産業	138.0 千人 （80.1%）	おおむね 145.3 千人 （83.9%）

平成 37 年の工業出荷額については、本県の平成 22 年から平成 24 年までの工業統計調査における製造品出荷額の伸びの実績を基に推計を行った。

平成 22 年及び平成 37 年の卸小売販売額については、本県の平成 14 年から平成 19 年までの商業統計調査における年間商品販売額の伸びの実績を基に推計を行った。

（新）

②　市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和２年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し令和 17 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年　次	令和 17 年
市街化区域面積	おおむね 6,627ha

市街化区域面積は、保留フレームを含まないものとする。

（旧）

②　市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 22 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成 37 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年　次	平成 37 年
市街化区域面積	おおむね 6,627ha

（新）

３　主要な都市計画の決定の方針

（１）　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①　主要用途の配置の方針

ア　商業・業務地

（ア）　業務地（官公庁施設）

官公庁施設を中心とした業務施設、文化施設等が集積している小川町、日の出町から新港町に至る地区は、今後、さらに三浦半島地域の中核都市としての役割を担う施設の集積を計画的に推進し、業務機能の充実を図る。

（イ）　拠点商業地（都市拠点、地域拠点）

追浜駅周辺、久里浜駅と京急久里浜駅の周辺及び横須賀駅から横須賀中央駅、平成町に至る国道 16 号沿道地区一帯を拠点商業地として位置づけ、今後、各交通結節点に商業機能や文化レクリエーション機能等の多様な都市機能の集中的な立地を図り、全体として横須賀らしい文化・環境を持った広域的な都市拠点や、東京湾岸にひらかれた横須賀らしい国際性のある文化・環境を持った交流の拠点を形成する。

また、多様な都市型住宅を誘導し、歩いて暮らせる都市的な魅力にあふれた賑わいのある活動的な都市空間形成を図る。

（ウ）　地区中心商業地（地域拠点）

京急田浦駅周辺、北久里浜駅周辺、浦賀駅周辺、ＹＲＰ野比駅周辺、衣笠駅周辺、林交差点周辺の各地区を地域拠点として位置づけ、地区の生活利便に寄与する商業・文化・サービス機能等が集積した地区中心商業地を形成する。

（エ）　近隣商業地

田浦駅、逸見駅、県立大学駅、堀ノ内駅、京急大津駅、新大津駅、馬堀海岸駅、京急長沢駅、津久井浜駅等の鉄道各駅周辺や、３・３・２安浦下浦線、３・３・４久里浜田浦線、３・３・５横須賀三崎線、３・４・２根岸東逸見線等の各幹線道路沿道地区、その他地区中心商業地周辺地区等を近隣商業地として位置づけ、近隣住民の日常生活の利便性に供する身近な商業サービス機能の集積を図る。

イ　工業・流通業務地

（ア）　既存工業地

夏島町及び浦郷町に形成されている既存の工業地については、生産機能の維持・強化を図る。

また、長浦港の臨海地区や久里浜工業団地及びその周辺、神明町の久里浜テクノパーク地区、久里浜港周辺に形成されている既存の工業地区については、新たに展開する研究業務、文化レクリエーション機能との連携を図りつつ、その機能の充実・強化を図る。

さらに、既存の小規模工場等の点在地区である深浦沿岸地区、平作川沿岸の森崎１丁目・大矢部２丁目・久里浜１丁目、舟倉町及び佐原１丁目の幹線道路沿道地区については、職住近接型の都市型住宅・産業共存市街地として位置づけ、都市型住宅と工場などとの環境調和を図り、拠点商業地の周辺地区としての、職住近接の活力ある土地利用を図る。

なお、工業団地における工場跡地等の低・未利用地については、土地の有効活用を図

（旧）

３　主要な都市計画の決定の方針

（１）　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①　主要用途の配置の方針

ア　商業・業務地

（ア）　業務地（官公庁施設）

官公庁施設を中心とした業務施設、文化施設等が集積している小川町から日の出町に至る地区は、今後、さらに三浦半島地域の中核都市としての役割を担う施設の集積を計画的に推進し、業務機能の充実を図る。

（イ）　拠点商業地（都市拠点）

横須賀駅から横須賀中央駅、平成町に至る国道 16 号沿道地区一帯を拠点商業地として位置づけ、今後、各交通結節点に商業機能や文化レクリエーション機能等の多様な都市機能の集中的な立地を図り、全体として横須賀らしい文化環境を持った広域的な都市拠点や、東京湾岸にひらかれた横須賀らしい国際性のある文化・環境を持った交流の拠点を形成する。

また、多様な都市型住宅を誘導し、歩いて暮らせる都市的な魅力にあふれた賑わいのある活動的な都市空間形成を図る。

（ウ）　地区中心商業地（地域拠点）

追浜駅周辺、京急田浦駅周辺、北久里浜駅周辺、浦賀駅周辺、ＹＲＰ野比駅周辺、衣笠駅周辺、久里浜駅と京急久里浜駅の周辺、林交差点周辺の各地区を地域拠点として位置づけ、地区の生活利便に寄与する商業・文化・サービス機能等が集積した地区中心商業地を形成する。

（エ）　近隣商業地

田浦駅、逸見駅、県立大学駅、堀ノ内駅、京急大津駅、新大津駅、馬堀海岸駅、京急長沢駅、津久井浜駅等の鉄道各駅周辺や、３・３・２安浦下浦線、３・３・４久里浜田浦線、３・３・５横須賀三崎線、３・４・２根岸東逸見線等の各幹線道路沿道地区、その他地区中心商業地周辺地区等を近隣商業地として位置づけ、近隣住民の日常生活の利便性に供する身近な商業サービス機能の集積を図る。

イ　工業・流通業務地

（ア）　既存工業地

夏島町及び浦郷町に形成されている既存の工業地については、生産機能の維持・強化を図る。

また、長浦港の臨海地区や久里浜工業団地及びその周辺、神明町の久里浜テクノパーク地区、久里浜港周辺に形成されている既存の工業地区については、新たに展開する研究業務、文化レクリエーション機能との連携を図りつつ、その機能の充実・強化を図る。

さらに、既存の小規模工場等の点在地区である深浦沿岸地区、平作川沿岸の森崎１丁目・大矢部２丁目・久里浜１丁目、舟倉町及び佐原１丁目の幹線道路沿道地区については、職住近接型の都市型住宅・産業共存市街地として位置づけ、都市型住宅と工場などとの環境調和を図り、拠点商業地の周辺地区としての、職住近接の活力ある土地利用を図る。

なお、工業団地における工場跡地等の低・未利用地については、土地の有効活用を図り

（新）

り新たな都市機能を適切に誘導する。

（イ）　計画的整備を推進すべき地区

横須賀リサーチパーク地区及びワイハート地区について、丘陵の自然環境と調和した様々な研究開発や人材育成・文化・レクリエーション等の交流拠点、これに連動した職住近接型の住環境等を計画的に整備する。

新港地区について、中心市街地と連携した交流拠点として官公庁施設の集約、商業・業務環境の形成を地区計画等により計画誘導するとともに、土地の高度利用を適切に図る。

（ウ）　流通業務地

地域産業の活力を与え、物流の効率化に貢献する横須賀港（長浦、新港、平成、久里浜の各地区）を首都圏における海上輸送の一翼を担う流通業務地として位置づけ、広域幹線道路網の整備と連動して、その機能の維持・強化を図る。

横須賀インターチェンジ周辺地区については、広域道路交通網の利便性を活かした、三浦半島地域における、物流活動や流通業務における効率化・活性化が図られた物流活動・流通業務の拠点整備及びこれと連動した商業、住宅等の諸機能を有する市街地の形成を図る。

ウ　住宅地

（ア）　既成市街地内の住宅地

海沿いの平坦地からその背後の谷戸の狭隘地及び多くの丘陵地に至るまでの区域に形成されている既存住宅地のうち、地区中心商業地や近隣商業地の周辺住宅地については、今後とも本区域における都市型住宅地として位置づけ、地区の特性に応じて整備改善又は保全を図り、安全で利便性の高い住宅地として質的向上を目指すものとする。

追浜、田浦、逸見地区等に集中している谷戸部の住宅地は、本区域の特色である緑地環境との調和とがけ崩れ等の災害防止に留意し、隣接谷戸間との連絡路の確保を図るとともに、オープンスペースの確保及び狭隘道路の拡幅整備に努め、安全かつコミュニティに富む良好な住宅地の形成を図る。

良好な住環境を形成している計画的に開発された住宅地は、今後ともその環境の保全を図る。

都市基盤整備がなされていない既成市街地の住宅地は、都市基盤施設の整備改善と都市防災の向上を図り、良好な住環境の形成を目指すものとする。

（イ）　市街化進行地域の住宅地

既成市街地に連坦して形成されている市街化区域内の新興住宅地は、都市基盤施設の整備の推進とともに土地利用の整序を図り、良好な住宅地の形成を目指すものとする。

また、計画的な住宅地開発が行われた地区については、良好な住環境の形成と維持を図る。

（ウ）　新市街地の住宅地

丘陵上部及び郊外部に展開する市街化区域内の一団の住宅地については、計画的開発事業を推進し、緑地環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。

横須賀インター周辺地区、横須賀リサーチパーク地区及びワイハート地区について

（旧）

新たな都市機能を適切に誘導する。

（イ）　計画的整備を推進すべき地区

横須賀リサーチパーク地区及びワイハート地区について、丘陵の自然環境と調和した研究・研修環境、これに連動した職住近接型の住環境等を計画的に整備する。

新港地区について、中心市街地と連携した交流拠点として官公庁施設の集約、商業・業務環境の形成を地区計画等により計画誘導するとともに、土地の高度利用を適切に図る。

（ウ）　流通業務地

三浦半島地域、湘南地域及び県央地域の一部を後背地とする海陸貨物輸送の拠点としての役割を担う横須賀港（長浦、新港、平成、久里浜の各地区）を今後とも流通業務地として位置づけ、広域幹線道路網の整備と連動して、その機能の維持・強化を図る。

横須賀インターチェンジ周辺地区については、広域道路交通網の利便性を活かした、三浦半島地域における、物流活動や流通業務における効率化・活性化が図られた物流活動・流通業務の拠点整備及びこれと連動した商業、住宅等の諸機能を有する市街地の形成を図る。

ウ　住宅地

（ア）　既成市街地内の住宅地

海沿いの平坦地からその背後の谷戸の狭隘地及び多くの丘陵地に至るまでの区域に形成されている既存住宅地のうち、地区中心商業地や近隣商業地の周辺住宅地については、今後とも本区域における都市型住宅地として位置づけ、地区の特性に応じて整備改善又は保全を図り、安全で利便性の高い住宅地として質的向上を目指すものとする。

追浜、田浦、逸見地区等に集中している谷戸部の住宅地は、本区域の特色である緑地環境との調和とがけ崩れ等の災害防止に留意し、隣接谷戸間との連絡路の確保を図るとともに、オープンスペースの確保及び狭隘道路の拡幅整備に努め、安全かつコミュニティに富む良好な住宅地の形成を図る。

良好な住環境を形成している計画的に開発された住宅地は、今後ともその環境の保全を図る。

都市基盤整備がなされていない既成市街地の住宅地は、都市基盤施設の整備改善と都市防災の向上を図り、良好な住環境の形成を目指すものとする。

（イ）　市街化進行地域の住宅地

既成市街地に連坦して形成されている市街化区域内の進行住宅地は、都市基盤施設の整備の推進とともに土地利用の整序を図り、良好な住宅地の形成を目指すものとする。

また、計画的な住宅地開発が行われた地区については、良好な住環境の形成と維持を図る。

（ウ）　新市街地の住宅地

丘陵上部及び郊外部に展開する市街化区域内の一団の住宅地については、計画的開発事業を推進し、緑地環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。

横須賀インター周辺地区、横須賀リサーチパーク地区、ワイハート地区及び佐島の丘地区については、一団の自然緑地を保全しつつ、地区計画等により物流・研究・文化交流・生活支援等の諸機能と調和した良好な住宅地の形成を図る。

（新）

は、一団の自然緑地を保全しつつ、地区計画等により物流・研究・文化交流・生活支援等の諸機能と調和した良好な住宅地の形成を図る。

（エ）　幹線道路沿道等の住宅地

幹線道路及び地区幹線道路の沿道においては、沿道としての地域特性を活かし商業・業務施設等の計画を誘導するとともに、これらと連動した複合住宅地の整備を図る。

②　市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア　商業・業務地

横須賀中央駅周辺等の商業・業務地、追浜駅、京急田浦駅、京急久里浜駅、北久里浜駅、浦賀駅及び衣笠駅の周辺等の商業地は、建築物の更新、共同化等にあわせた道路や広場等の一体的整備に配慮し、適正な土地の高密度利用を図る。

その他の地域拠点、幹線道路沿道等にあっては、それぞれの地域特性に応じ、適正な密度で土地利用を図る。

イ　工業・流通業務地

既存の工業団地は景観整備と既存機能の維持・強化を推進するため、また新たに形成される工業地は生産施設等の集約的立地と環境に配慮した施設整備を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

また、流通業務地については、交通輸送関連施設や生産・流通施設の集約的立地と環境に配慮した施設整備を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

なお、丘陵部に新たに形成される地区については、緑地保全、職住近接の住環境等に留意しつつ計画的な施設整備を誘導するため、適正な密度での土地利用を図る。

ウ　住宅地

拠点商業地や地区中心商業地の周辺住宅地及び主要幹線道路沿道地区については、商業施設等と複合・共存した住宅地の形成を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

横須賀市特有の地形である丘陵地の谷間にある低地（谷戸）に形成されている住宅地については、既存緑地の保全、オープンスペース等の確保による防災性の向上へ向け、主要生活道路の整備などを行うとともに低密度化した住宅地への転換を目指す。

丘陵上部や市街地の郊外における一団の住宅地は、自然環境と調和し閑静で良好な住環境の形成を目指すものとして、適正な土地の低密度利用を図る。

③　市街地における住宅建設の方針

健康で文化的な住生活を営むため、次に掲げる方針のもとに住宅地の整備を誘導する。

ア　商業施設等が混在する住宅地

合理的な土地利用と都市基盤の整備及び建築物の整備・改善を一体的に行い、商業・業務・文化施設等と調和した都市型住宅様式の定着を図る。

イ　工場等が混在する住宅地

工場の緑化等により環境の向上を促進する一方、工場の住宅用途への転換にあたっては、より一層の用途混在を防止し、地域環境と調和した住宅地の形成を図る。

なお、研究施設、流通業務施設等と一体的に計画整備すべき住宅地区については、職住近接型住宅の整備を図る。

ウ　既成住宅地

（旧）

（エ）　幹線道路沿道等の住宅地

幹線道路及び地区幹線道路の沿道においては、沿道としての地域特性を活かし商業・業務施設等の計画を誘導するとともに、これらと連動した複合住宅地の整備を図る。

②　市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア　商業・業務地

横須賀中央駅周辺等の商業・業務地、追浜駅、京急田浦駅、京急久里浜駅、北久里浜駅、浦賀駅及び衣笠駅の周辺等の商業地は、建築物の更新、共同化等にあわせた道路や広場等の一体的整備に配慮し、適正な土地の高密度利用を図る。

その他の地域拠点、幹線道路沿道等にあっては、それぞれの地域特性に応じ、適正な密度で土地利用を図る。

イ　工業・流通業務地

既存の工業団地は景観整備と既存機能の維持・強化を推進するため、また新たに形成される工業地は生産施設等の集約的立地と環境に配慮した施設整備を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

また、流通業務地については、交通輸送関連施設や生産・流通施設の集約的立地と環境に配慮した施設整備を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

なお、丘陵部に新たに形成される地区については、緑地保全、職住近接の住環境等に留意しつつ計画的な施設整備を誘導するため、適正な密度での土地利用を図る。

ウ　住宅地

拠点商業地や地区中心商業地の周辺住宅地及び主要幹線道路沿道地区については、商業施設等と複合・共存した住宅地の形成を誘導するため、適正な土地の中密度利用を図る。

横須賀市特有の地形である丘陵地の谷間にある低地（谷戸）に形成されている住宅地については、既存緑地の保全、オープンスペース等の確保による防災性の向上へ向け、主要生活道路の整備などを行うとともに低密度化した住宅地への転換を目指す。

丘陵上部や市街地の郊外における一団の住宅地は、自然環境と調和し閑静で良好な住環境の形成を目指すものとして、適正な土地の低密度利用を図る。

③　市街地における住宅建設の方針

健康で文化的な住生活を営むため、次に掲げる方針のもとに住宅地の整備を誘導する。

ア　商業施設等が混在する住宅地

合理的な土地利用と都市基盤の整備及び建築物の整備・改善を一体的に行い、商業・業務・文化施設等と調和した都市型住宅様式の定着を図る。

イ　工場等が混在する住宅地

工場の緑化等により環境の向上を促進する一方、工場の住宅用途への転換にあたっては、より一層の用途混在を防止し、地域環境と調和した住宅地の形成を図る。

なお、研究施設、流通業務施設等と一体的に計画整備すべき住宅地区については、職住近接型住宅の整備を図る。

ウ　既成住宅地

（新）

都市基盤整備の遅れや狭小住宅などの既成住宅地については、共同建替えなどにより住環境を改善するとともに、狭隘道路やオープンスペースなどの整備を図る。

エ　良好な住宅地

良好で水準の高い住環境が形成されている住宅地は、地区計画等の導入等により保全を図る。

オ　市街化進行地域及び新市街地の住宅地

適正な土地利用の誘導により、良質な住宅地の形成を図る。

カ　計画的な整備を図る住宅地

大規模開発行為により整備される住宅地については、適正な土地利用の誘導とともに、地区計画等の導入等により良質な住宅地の形成を計画的に図る。

キ　空き家・空き地の活用

時代の変化に合わせた住宅地の価値を創造するため、柔軟な空き家・空き地の利活用を図る。

④　市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア　土地の高度利用に関する方針

（ア）　横須賀駅から汐入駅周辺、横須賀中央駅周辺を経て平成町に至る中心市街地、鉄道駅周辺等の都市拠点及び地域拠点においては、商業業務・文化・サービスをはじめとする諸機能の充実を図り都市機能の集積と土地利用の更新を推進するため、建築物の整備に合わせた都市基盤施設等の適正な整備誘導のもとに、地区の特性に応じた土地の合理的な高度利用を図る。

（イ）　木造老朽住宅密集地区については、都市防災性の向上と居住環境の改善を推進するため、建築物の整備に合わせた狭隘道路、空地等の適正な整備誘導のもとに、土地の合理的な高度利用を図る。

（ウ）　新港地区、川間地区、西浦賀地区等、大規模遊休地、工場跡地等で土地利用転換が見込まれる地区については、良好な市街地環境の形成を目指し、都市基盤施設の適正な整備のもとに土地の有効活用と合理的な高度利用を図る。

イ　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

（ア）　住工混在地区、商住工の混在地区等においては、各地区の特性に応じて混在の解消、用途の純化又は適正な共存を図り、市街地環境の向上を推進する。

（イ）　低・未利用の工場跡地等の一団の公共用地等については、土地利用転換を視野に入れ周辺市街地との環境的調和に留意しつつ土地の有効活用を図る。

（ウ）　新港地区、西浦賀地区等の臨港地区について、市街地の整備状況、土地利用の動向等を勘案し、臨港地区の見直しを行い、必要に応じて地区計画等により合理的な土地利用を計画誘導する。

（エ）　横須賀リサーチパーク及びワイハート地区について、研究・研修環境の多様化、工業の高度化・再編成等社会経済情勢の変化に応じて土地利用の変更を必要とする場合にあっては、既存環境及び周辺環境との調和に留意して地区計画等により適正な土地利用を図るものとする。

（オ）　西浦賀地区について、大規模工場跡地の土地利用転換を地区計画等により適切に誘導

（旧）

都市基盤整備の遅れや狭小住宅などの既成住宅地については、共同建替えなどにより住環境を改善するとともに、狭隘道路やオープンスペースなどの整備を図る。

エ　良好な住宅地

良好で水準の高い住環境が形成されている住宅地は、地区計画等の導入等により保全を図る。

オ　市街化進行地域及び新市街地の住宅地

適正な土地利用の誘導により、良質な住宅地の形成を図る。

カ　計画的な整備を図る住宅地

大規模開発行為により整備される住宅地については、適正な土地利用の誘導とともに、地区計画等の導入等により良質な住宅地の形成を計画的に図る。

④　市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア　土地の高度利用に関する方針

（ア）　横須賀駅から汐入駅周辺、横須賀中央駅周辺を経て平成町に至る中心市街地、鉄道駅周辺等の地域拠点においては、商業業務・文化・サービスをはじめとする諸機能の充実を図り都市機能の集積と土地利用の更新を推進するため、建築物の整備に合わせた都市基盤施設等の適正な整備誘導のもとに、地区の特性に応じた土地の合理的な高度利用を図る。

（イ）　木造老朽住宅密集地区については、都市防災性の向上と居住環境の改善を推進するため、建築物の整備に合わせた狭隘道路、空地等の適正な整備誘導のもとに、土地の合理的な高度利用を図る。

（ウ）　新港地区、川間地区、浦賀港周辺地区等、大規模遊休地、工場跡地等で土地利用転換が見込まれる地区については、良好な市街地環境の形成を目指し、都市基盤施設の適正な整備のもとに土地の有効活用と合理的な高度利用を図る。

イ　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

（ア）　住工混在地区、商住工の混在地区等においては、各地区の特性に応じて混在の解消、用途の純化又は適正な共存を図り、市街地環境の向上を推進する。

（イ）　低・未利用の工場跡地、市立横須賀高校跡地、大矢部弾薬庫等の一団の公共用地等については、土地利用転換を視野に入れ周辺市街地との環境的調和に留意しつつ土地の有効活用を図る。

（ウ）　新港地区、川間地区等の臨港地区について、市街地の整備状況、土地利用の動向等を勘案し、臨港地区の見直しを行い、必要に応じて地区計画等により合理的な土地利用を計画誘導する。

（エ）　横須賀リサーチパーク及びワイハート地区について、研究・研修環境の多様化、工業の高度化・再編成等社会経済情勢の変化に応じて土地利用の変更を必要とする場合にあっては、既存環境及び周辺環境との調和に留意して地区計画等により適正な土地利用を図るものとする。

（オ）　浦賀港沿岸地区について、大規模工場跡地の土地利用転換を地区計画等により適切に

（新）

し、周辺市街地との連携・調和に配慮した新たな都市機能の導入を図る。

（カ） 横須賀インターチェンジ周辺地区については、社会経済情勢の変化に応じて土地利用の変更を必要とする場合にあっては、周辺環境との調和に留意して地区計画等により適正な土地利用を図るものとする。

（キ） 新たに土地利用の方針が示された地区について、地域の実情を勘案し、必要に応じて用途地域等を見直すことにより土地利用の増進を図る。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

（ア） 木造老朽住宅密集地区及び横須賀市特有の地形である丘陵地の谷間にある低地（谷戸）に形成されている住宅地については、火災延焼、がけ崩れ等の災害の危険を解消すべく、地区の実情に応じた防災施設及び都市基盤施設の整備を図り、特に事業化熟度の高い地区にあっては、可能な限り面的整備を推進し居住環境の改善を図る。

（イ） 既成住宅地及びその周辺地域にあっては、居住環境の維持を図るため、無秩序な商工業施設の立地や土地の高度利用を抑制する。

エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

（ア） 都市住民の潤いのある生活に寄与する緑地、農地等は、保全と活用を図る。なお、これらの都市的土地利用への転換にあたっては、良質な緑地の保全を図るとともに周辺の土地利用との調和に配慮するものとする。

（イ） 緑地、海辺地等の自然環境と都市環境が良好に調和している風致に優れた地区は、計画的に維持を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて風致地区の区域や種別の見直しを行う。

（ウ） 良好な都市景観を有する市街地への改善・形成を目指し、景観計画のもとに建築物等の適正な整備を計画誘導する。

オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

（ア） 災害リスクの評価・分析の結果、災害ハザードエリアにおいて、今後も都市的土地利用を行う必要がある区域は、地域の実情に応じて、ハードやソフトの防災･減災対策を通じて災害リスクの低減を図る。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化を招くおそれのある土地利用は抑制するものとし、緑地、自然海岸等の自然環境及び農漁業環境については、積極的に保全するとともに、市民の休養、レクリエーション等の場として利活用を図る。

都市基盤施設の整備については、自然環境との調和に留意するとともに無秩序な市街化を防止しつつ、計画的に行うものとする。

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域内の農用地及びこれ以外の耕作農地の保全を図る。なお、農地近隣においては、営農条件に十分配慮して秩序ある土地利用を図るものとする。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街化調整区域に連続する尾根筋の一団の緑地及び農地等は、保水・遊水機能を確保する観点から積極的に維持を図る。

ウ 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

（旧）

誘導し、周辺市街地との連携・調和に配慮した新たな都市機能の導入を図る。

（カ） 横須賀インターチェンジ周辺地区については、社会経済情勢の変化に応じて土地利用の変更を必要とする場合にあっては、周辺環境との調和に留意して地区計画等により適正な土地利用を図るものとする。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

（ア） 木造老朽住宅密集地区及び横須賀市特有の地形である丘陵地の谷間にある低地（谷戸）に形成されている住宅地については、火災延焼、がけ崩れ等の災害の危険を解消すべく、地区の実情に応じた防災施設及び都市基盤施設の整備を図り、特に事業化熟度の高い地区にあっては、可能な限り面的整備を推進し居住環境の改善を図る。

（イ） 既成住宅地及びその周辺地域にあっては、居住環境の維持を図るため、無秩序な商工業施設の立地や土地の高度利用を抑制する。

エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

（ア） 都市住民の潤いのある生活に寄与する緑地、農地等は、保全と活用を図る。なお、これらの都市的土地利用への転換にあたっては、良質な緑地の保全を図るとともに周辺の土地利用との調和に配慮するものとする。

（イ） 緑地、海辺地等の自然環境と都市環境が良好に調和している風致に優れた地区は、計画的に維持を図る。

（ウ） 良好な都市景観を有する市街地への改善・形成を目指し、景観計画のもとに建築物等の適正な整備を計画誘導する。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化を招くおそれのある土地利用は抑制するものとし、緑地、自然海岸等の自然環境及び農漁業環境については、積極的に保全するとともに、市民の休養、レクリエーション等の場として利活用を図る。

都市基盤施設の整備については、自然環境との調和に留意するとともに無秩序な市街化を防止しつつ、計画的に行うものとする。

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域内の農用地及びこれ以外の耕作農地の保全を図る。なお、農地近隣においては、営農条件に十分配慮して秩序ある土地利用を図るものとする。

イ 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

市街化調整区域に連続する尾根筋の一団の緑地及び農地等は、保水・遊水機能を確保する観点から積極的に維持を図る。

ウ 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

（新）

田浦緑地から塚山の丘陵部、大楠山から衣笠山の丘陵部及び武山の丘陵部は、三浦半島地域の緑地軸としての性格を有していることから特別緑地保全地区、風致地区等の地域制緑地の指定や大規模公園の設置等により良好な自然環境の計画的な保全を図る。

また、観音崎、走水、佐島及び荒崎地区の自然海岸やこれに連坦する緑地については、海辺の景観を特色づける枢要な自然環境とレクリエーション機能を有しているため、風致地区等の地域制緑地の指定などにより良好な海辺環境の計画的な保全を図るものとする。

エ　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

都市的土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、あらかじめ区域を設定し、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図るものとする。

また、住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域等については、周辺の市街化を促進しないなど周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画の策定を行う。

（２）　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（２－１）　交通施設の都市計画の決定の方針

①　交通体系の整備・保全の方針

本区域の交通体系は、地形的な条件やこれまで市街地が形成されてきた過程などから、東京湾岸部や東部に主要な交通路が偏り、本区域の東西を結ぶ交通路が不足している。そのため、広域的な交通と生活交通が一部の道路に集中し、交通渋滞などの問題が発生している。また、拠点ネットワーク型都市構造を実現する上で、それぞれの地域間の連携を強化する交通ネットワークの形成等、交通基盤を整備することが課題となっている。

これらの問題を解決し、豊かな暮らしといきいきとした交流をはぐくみ、移動時における温室効果ガスの排出量の少ない拠点ネットワーク型都市を支える交通体系の形成を目指し、次に掲げる諸点を基本方針として総合的な交通体系の形成を図る。

ア　地域間を連絡する道路ネットワーク、市街地内道路及び商業地等での駐車場の整備、鉄道と他の交通機関との接続機能を持つ駅前広場の整備を推進する。

イ　本区域は、三浦半島地域の広域拠点として海岸部を中心に内陸部まで拠点的市街地が連坦しているが、これらを結び東京・横浜方面など広域圏との連携を丘陵部と海岸部の南北縦軸で処理し、市内相互の内々交通及び広域幹線道路である南北縦軸への円滑な流れを東西横軸で確保するラダー型(はしご型)構造の道路ネットワーク化を図る。

ウ　通勤・通学をはじめ日常生活における交通利便性確保と道路交通や環境への負荷軽減のため、公共交通ネットワークの形成・充実を図る。特に拠点市街地間の公共交通ネットワークの拡充を図る。

エ　交通施設の整備にあたっては、その構造等について、沿道環境への影響に十分に配慮し、快適な交通空間の整備を図る。

オ　鉄道と各種交通機関との接続性を高めるため、駅前広場等の交通結節機能の整備・充実

（旧）

田浦緑地から塚山の丘陵部、大楠山から衣笠山の丘陵部及び武山の丘陵部は、三浦半島地域の緑地軸としての性格を有していることから特別緑地保全地区、風致地区等の地域制緑地の指定や大規模公園の設置等により良好な自然環境の計画的な保全を図る。

また、観音崎、走水、佐島及び荒崎地区の自然海岸やこれに連坦する緑地については、海辺の景観を特色づける枢要な自然環境とレクリエーション機能を有しているため、風致地区等の地域制緑地の指定などにより良好な海辺環境の計画的な保全を図るものとする。

エ　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

都市的土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、あらかじめ区域を設定し、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図るものとする。

また、住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域等については、周辺の市街化を促進しないなど周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画の策定を行う。

（２）　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（２－１）　交通施設の都市計画の決定の方針

①　交通体系の整備・保全の方針

本区域の交通体系は、地形的な条件やこれまで市街地が形成されてきた過程などから、東京湾岸部や東部に主要な交通路が偏り、本区域の東西を結ぶ交通路が不足している。そのため、広域的な交通と生活交通が一部の道路に集中し、交通渋滞などの問題が発生している。また、拠点ネットワーク型都市構造を実現する上で、それぞれの地域間の連携を強化する交通ネットワークの形成等、交通基盤を整備することが課題となっている。

これらの問題を解決し、豊かな暮らしといきいきとした交流をはぐくみ、移動時における温室効果ガスの排出量の少ない拠点ネットワーク型都市を支える交通体系の形成を目指し、次に掲げる諸点を基本方針として総合的な交通体系の形成を図る。

ア　地域間を連絡する道路ネットワーク、市街地内道路及び商業地等での駐車場の整備、鉄道と他の交通機関との接続機能を持つ駅前広場の整備を推進する。

イ　本区域は、三浦半島地域の広域拠点として海岸部を中心に内陸部まで拠点的市街地が連坦しているが、これらを結び東京・横浜方面など広域圏との連携を丘陵部と海岸部の南北縦軸で処理し、市内相互の内々交通及び広域幹線道路である南北縦軸への円滑な流れを東西横軸で確保するラダー型(はしご型)構造の道路ネットワーク化を図る。

ウ　通勤・通学をはじめ日常生活における交通利便性確保と道路交通や環境への負荷軽減のため、公共交通ネットワークの形成・充実を図る。特に拠点市街地間の公共交通ネットワークの拡充を図る。

エ　交通施設の整備にあたっては、その構造等について、沿道環境への影響に十分に配慮し、快適な交通空間の整備を図る。

オ　鉄道と各種交通機関との接続性を高めるため、駅前広場等の交通結節機能の整備・充実を

を図る。

カ　商業地等にあっては、道路交通の円滑化を図るため、駐車需要に見合う自動車駐車場の整備を促進するとともに、既存駐車場の有効活用や違法駐車対策の推進、交通モラルの向上を図る。

キ　ユニバーサルデザインにも配慮した道路空間の整備を目指し、バリアフリーのまちづくりを進めるため、高齢者や障がい者等に配慮した道路整備や交通施設の整備を図る。

ク　生活道路については、居住環境の保全、防災機能の強化、歩行者の安全性や快適性を確保するため、拡幅、歩車道の分離、交通安全施設の整備を進めるとともに、親しみとうるおいのある修景づくりを推進する。

ケ　都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

②　主要な施設の配置の方針

ア　道路

各地域の連絡を強化し、市域の一体化及び隣接市町との連携と交通の利便性を高めるため、円滑な交通ネットワーク化を図るべく体系的な道路を適正に配置する。

そのため、高速交通で広域圏と連絡する都市の主軸となる自動車専用道路として、１・３・１東京湾岸道路（横浜横須賀道路）、１・６・１本町山中線、１・６・２三浦縦貫道路及び（仮称）横須賀ＰＡスマートインターチェンジを配置し、東京湾口道路については、計画の具体化を図る。主要幹線道路については、広域圏との連絡を強化する軸として、３・３・２安浦下浦線、３・３・４久里浜田浦線、３・３・５横須賀三崎線、３・３・７横須賀横浜線、３・３・10 船越夏島線、３・３・12 国道 357 号線、３・３・13 三浦縦貫道路、３・４・１大津長沢線、３・４・３林秋谷線、３・４・５坂本芦名線、３・４・９三浦縦貫道路、３・５・１横須賀葉山線、３・６・18 湘南国際村山科台線（三浦半島中央道路）及び小川三春線（臨港幹線道路）等を配置し、３・３・12 国道 357 号線の延伸部については、計画の具体化を図る。幹線道路については、３・３・８横須賀逗子線及び３・６・２観音崎環状線等を配置する。

イ　都市高速鉄道等

（ア）　鉄道交通の強化

・　大量輸送機関であるとともに広域交通の一翼を担っている鉄道として、ＪＲ横須賀線、京浜本線及び京急久里浜線を配置する。

・　三浦市方面との連絡強化、北下浦地区の公共交通の利便性向上のため、京急久里浜駅から京急長沢駅間の複線化の具体化に向けて調整する。

（イ）　バス交通等の強化

・　バス交通については、従来からの路線の維持確保を図る。

・　高台の団地などで新たな交通を必要とする地域にあっては、地域が主体となって導入を進めるように支援する。

・　広域圏との連絡強化のため、横浜方面との高速バスの維持と利便性向上を図る。

・　バスの定時制確保のため、公共車両優先システムの導入を図るとともに、バス利

図る。

カ　商業地等にあっては、道路交通の円滑化を図るため、駐車需要に見合う自動車駐車場の整備を促進するとともに、既存駐車場の有効活用や違法駐車対策の推進、交通モラルの向上を図る。

キ　ユニバーサルデザインにも配慮した道路空間の整備を目指し、バリアフリーのまちづくりを進めるため、高齢者や障害者等に配慮した道路整備や交通施設の整備を図る。

ク　生活道路については、居住環境の保全、防災機能の強化、歩行者の安全性や快適性を確保するため、拡幅、歩車道の分離、交通安全施設の整備を進めるとともに、親しみとうるおいのある修景づくりを推進する。

ケ　都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

②　主要な施設の配置の方針

ア　道路

各地域の連絡を強化し、市域の一体化及び隣接市町との連携と交通の利便性を高めるため、円滑な交通ネットワーク化を図るべく体系的な道路を適正に配置する。

そのため、高速交通で広域圏と連絡する都市の主軸となる自動車専用道路として、１・３・１東京湾岸道路（横浜横須賀道路）、１・６・１本町山中線、１・６・２三浦縦貫道路及び（仮称）横須賀ＰＡスマートインターチェンジを配置し、東京湾口道路については、計画の具体化を図る。主要幹線道路については、広域圏との連絡を強化する軸として、３・３・２安浦下浦線、３・３・４久里浜田浦線、３・３・５横須賀三崎線、３・３・７横須賀横浜線、３・３・10 船越夏島線、３・３・12 国道 357 号線、３・３・13 三浦縦貫道路、３・４・１大津長沢線、３・４・３林秋谷線、３・４・５坂本芦名線、３・４・９三浦縦貫道路、３・５・１横須賀葉山線、３・６・18 湘南国際村山科台線（三浦半島中央道路）及び小川三春線（臨港幹線道路）等を配置し、３・３・12 国道 357 号線の延伸部については、計画の具体化を図る。幹線道路については、３・３・８横須賀逗子線及び３・６・２観音崎環状線等を配置する。

イ　都市高速鉄道等

（ア）　鉄道交通の強化

・　大量輸送機関であるとともに広域交通の一翼を担っている鉄道として、ＪＲ横須賀線及び京浜急行線を配置する。

・　三浦市方面との連絡強化、北下浦地区の公共交通の利便性向上のため、京急久里浜駅から京急長沢駅間の複線化の具体化に向けて調整する。

（イ）　バス交通等の強化

・　バス交通については、従来からの路線の維持確保を図る。

・　高台の団地などで新たな交通を必要とする地域にあっては、地域が主体となって導入を進めるように支援する。

・　広域圏との連絡強化のため、横浜方面との高速バスの維持と利便性向上を図る。

・　バスの定時制確保のため、公共車両優先システムの導入を図るとともに、バス利用者の利便性向上のためのバスロケーションシステムやバス停上屋の整備、ノンステップバスの

（新）

用者の利便性向上のためのバスロケーションシステムやバス停上屋の整備、ノンステップバスの普及促進等を図る。

ウ　駅前広場

交通結節点における各種交通の相互連絡の強化改善、交通機関利用者の利便性、快適性及び安全性の向上等を図るため、横須賀駅、衣笠駅及びＪＲ横須賀線久里浜駅等の主要な鉄道駅には駅前広場を配置するとともに、バリアフリー化など機能強化を図る。

また、追浜駅は横須賀の玄関口にふさわしい空間の整備を図る。

エ　駐車場

商業地等においては、道路交通の円滑化と周辺環境への影響に配慮し、需要に見合う自動車駐車場を適正な規模で配置するものとし、特に中心市街地である追浜、衣笠、浦賀、久里浜等においては、需要に応じた一時預かり駐車場の整備促進とともに、既存の駐車場の有効利用を図る。

鉄道利用者の利便性向上を目指し、鉄道駅周辺地区に整備した自転車等駐車場の保全・改善を図る。

オ　港湾

平成地区、久里浜地区に加えて、大規模地震発生時における緊急物資や幹線貨物の輸送需要や地理的特性を踏まえ、長浦地区及び新港地区において耐震強化岸壁の整備を図る。

平成地区、久里浜地区に加えて、大規模地震発生時における緊急物資や幹線貨物の輸送需要や地理的特性を踏まえ、長浦地区及び新港地区において耐震強化岸壁の整備を図る。

市内の歴史遺産や自然資源を活用した賑わいと憩いの海辺交流空間の形成を検討しつつ、久里浜地区と房総半島・伊豆諸島とを結ぶ広域的な観光交流の促進に不可欠な航路や猿島航路等の港内航路の利用促進を図る。

③　主要な施設の整備目標

ア　整備水準の目標

（ア）　道路網については、将来的におおむね 3.5km／km^2 となることを目標として整備を進める。

（イ）　駐車場は、駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区において、駐車場整備計画に基づき整備を進める。

イ　おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	１・３・１東京湾岸道路（横浜横須賀道路） （仮称）横須賀ＰＡスマートインターチェンジ
主要幹線道路	３・３・２安浦下浦線 ３・３・７横須賀横浜線 ３・３・12 国道 357 号線 ３・６・18 湘南国際村山科台線（三浦半島中央道路）
幹線道路	３・３・９追浜夏島線 ３・３・10 船越夏島線

（旧）

普及促進等を図る。

ウ　駅前広場

交通結節点における各種交通の相互連絡の強化改善、交通機関利用者の利便性、快適性及び安全性の向上等を図るため、横須賀駅、衣笠駅及びＪＲ横須賀線久里浜駅等の主要な鉄道駅には駅前広場を配置するとともに、バリアフリー化など機能強化を図る。

エ　駐車場

商業地等においては、道路交通の円滑化と周辺環境への影響に配慮し、需要に見合う自動車駐車場を適正な規模で配置するものとし、特に中心市街地である追浜、衣笠、浦賀、久里浜等においては、需要に応じた一時預かり駐車場の整備促進とともに、既存の駐車場の有効利用を図る。

鉄道利用者の利便性向上を目指し、鉄道駅周辺地区には自転車等駐車場の整備を促進する。

オ　港湾

東京湾口部の地理的優位性を活かし、横須賀港を発着地とする国際・国内物流の幹線航路基地を形成する。

平成地区、久里浜地区に加えて、長浦地区における、緊急・海上物資輸送拠点としての耐震強化岸壁の整備を図る。

海上における輸送機能の強化を図るため、横須賀港内遊覧船の就航について検討するとともに、久里浜地区からの千葉県金谷及び離島航路の維持を図る。

公園や商業施設等と連携した交流機能の強化、レクリエーション等の場としての利用について検討する。

③　主要な施設の整備目標

ア　整備水準の目標

（ア）　道路網については、将来的におおむね 3.5km／km^2 となることを目標として整備を進める。

（イ）　駐車場は、駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区において、駐車場整備計画に基づき整備を進める。

イ　おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	１・３・１東京湾岸道路（横浜横須賀道路） （仮称）横須賀ＰＡスマートインターチェンジ
主要幹線道路	３・３・２安浦下浦線 ３・４・５坂本芦名線 ３・４・９三浦縦貫道路 ３・６・18 湘南国際村山科台線（三浦半島中央道路）
幹線道路	３・３・11 市内環状線 ３・４・６野比北武線

（新）

	３・３・11 市内環状線 ３・４・６野比北武線 ３・５・２上町坂本線 ３・６・３若松隧道線

おおむね 10 年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

（２－２） 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備・保全の方針

下水道については、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、引き続き東京湾流域別下水道整備総合計画との整合や河川整備との連携を図りながら、下水道整備を進める。

また、河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

既存の施設については、適時適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、耐震化対策を進める。また、老朽化した施設については、改築等により機能更新を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、管きょ、浄化センター及びポンプ場において、浸水対策や耐震性の強化など機能向上を図り、健全な水循環と資源循環を創出するとともに、経年劣化した施設の改築更新を効率的かつ効果的に実施する。

イ 河川

二級河川平作川、鷹取川、松越川、竹川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

（ア） 下水道

公共下水道は、おおむね 20 年後には、都市計画を定めた区域全域の整備を図るものとする。

（イ） 河川

二級河川平作川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

（ア） 下水道

本区域の公共下水道については、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。

（旧）

	３・４・10 佐島の丘通り線 ３・６・３若松隧道線

おおむね 10 年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

（２－２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備・保全の方針

下水道については、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、河川整備との連携を図りながら、引き続き下水道整備を進める。

また、河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、浸水対策や耐震性の強化など機能向上を図り、健全な水循環と資源循環を創出するとともに、経年劣化した施設の改築更新を効率的かつ効果的に実施する。

イ 河川

二級河川平作川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

（ア） 下水道

公共下水道は、おおむね 20 年後には、都市計画を定めた区域全域の整備を図るものとする。

（イ） 河川

二級河川平作川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

（ア） 下水道

本区域の公共下水道については、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。また、東京湾水域の水質改善を図るため、汚水の高度処理施設の整備を図る。さらに、

（新）

また、施設の改築更新や再構築、地震対策等、健全な施設運営の確保及び東京湾水域の水質改善を図るため、汚水の高度処理施設の整備を図る。

さらに、浸水被害が想定される区域については、雨水幹線等の整備を推進していくとともに、ポンプ場・貯留管、雨水調整池等の雨水貯留施設の整備を進めていき、ハード・ソフトの両面から計画的に浸水リスクの軽減を目指す。

（２－３） その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① その他の都市施設の整備・保全の方針

健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、ごみ処理施設の整備・修繕を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

横須賀市、三浦市のごみ処理広域化実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設を運用していく中で生じる課題に対応し、安定的に運用する。

（３） 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域を三浦半島の文化、経済の中核都市にふさわしい魅力ある都市とするため、次の基本方針のもとに都市施設等の整備に合わせた地区整備を行い、土地の合理的利用と都市機能の更新が図られた市街地の形成を計画的かつ効率的に推進するものとする。

ア 既成市街地

中心市街地、鉄道駅周辺等の各地域拠点及び道路基盤が不足している住宅地については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区の実情に応じて土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業や地区計画により、市街地再開発を適切に誘導し、市街地の多様な整備を一体的かつ、計画的に推進する。

イ 市街化進行地域

基盤施設が不十分な地域での無秩序な市街化により、土地の効率的利用が図られていない市街化進行地域については、地区の実情に応じて面的整備事業、地区計画等の活用により、基盤施設及び居住環境の整備・改善を図る。

ウ 新市街地

新市街地については、土地区画整理事業等により面的整備を図るほか、地区計画等の活用により、周辺の土地利用や都市施設計画と整合が図られた市街地の形成を計画誘導する。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

（旧）

浸水被害が想定される区域については、ハード・ソフトの両面から計画的に整備を図る。

（２－３）その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① その他の都市施設の整備・保全の方針

健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、ごみ処理施設の整備を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画に基づき、横須賀ごみ処理施設を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画に基づき、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設を整備する。

（３） 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域を三浦半島の文化、経済の中核都市にふさわしい魅力ある都市とするため、次の基本方針のもとに都市施設等の整備に合わせた地区整備を行い、土地の合理的利用と都市機能の更新が図られた市街地の形成を計画的かつ効率的に推進するものとする。

ア 既成市街地

中心市街地、鉄道駅周辺等の各地域拠点及び道路基盤が不足している住宅地については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区の実情に応じて土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業や地区計画により、市街地再開発を適切に誘導し、市街地の多様な整備を一体的かつ、計画的に推進する。

イ 市街化進行地域

基盤施設が不十分な地域での無秩序な市街化により、土地の効率的利用が図られていない市街化進行地域については、地区の実情に応じて面的整備事業、地区計画等の活用により、基盤施設及び居住環境の整備・改善を図る。

ウ 新市街地

新市街地については、土地区画整理事業等により面的整備を図るほか、地区計画等の活用により、周辺の土地利用や都市施設計画と整合が図られた市街地の形成を計画誘導する。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

横須賀・整開保－26

（新）

事業の種類	地区の名称
市街地再開発事業	追浜駅前地区 中央駅前地区 久里浜駅前地区

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

（４） 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は、温暖な気候と三方を取り囲む海、丘陵の緑地などの自然的特性を有しており、今なお豊かな自然が残されている。

この特性に基づき、横須賀市みどりの基本計画の基本理念である「人と自然が共生し、『みどりに親しめるまち横須賀』を育み、未来へ引き継ぐ」、みどりの視点から捉えた都市のあるべき姿であるみどりの将来像「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」を実現させるため、自然環境と人々の生活をよりよくしていくために「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めること」を目標とし、次に掲げる基本方針によりみどりの保全と緑化の推進を図る。

また、都市計画公園・緑地等については、その必要性や配置、規模の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、適切に配置する。

ア　みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承する。

イ　安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保つ。

ウ　生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ。

エ　市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する。

オ　人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす。

カ　横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する。

キ　地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア　環境保全系統の配置の方針

（ア）　田浦・大楠山・衣笠山・武山の丘陵地及び南地域から西地域にかけての農地の保全を図る。なお、市街化調整区域内の一団の良好な緑地は積極的に保全するほか、市街地内

（旧）

事業の種類	地区の名称
市街地再開発事業	追浜駅前地区 大滝町２丁目地区 若松町２丁目地区 横須賀中央駅前地区 久里浜駅前地区

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

（４） 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は、温暖な気候と三方を取り囲む海、丘陵の緑地などの自然的特性を有しており、今なお豊かな自然が残されている。

この特性に基づき、横須賀市みどりの基本計画の基本理念である「みんなで育むみどりとの共生」、みどりの視点から捉えた都市のあるべき姿であるみどりの将来像「多くのみどりが存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市　横須賀』」を実現させるため、自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざすことを目標とし、次に掲げる基本方針により緑の保全と緑化の推進を図る。

また、都市計画公園・緑地等については、その必要性や配置、規模の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、適切に配置する。

ア　みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承する

イ　安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保つ

ウ　生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ

エ　市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する

オ　人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす

カ　横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する

キ　地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生する

② 主要な緑地の配置の方針

ア　環境保全系統の配置の方針

（ア）　田浦・大楠山・衣笠山・武山の丘陵地及び南地域から西地域にかけての農地の保全を図る。なお、市街化調整区域内の一団の良好な緑地は積極的に保全するほか、市街地内の斜

（新）

の斜面緑地についても、緑地と調和した適正な土地利用の誘導のもとに保全を図る。

（イ）　７・７・１観音崎公園、８・４・４猿島公園、７・４・３佐島公園等に植生している重要なみどり及び夏島公園、２号久里浜緑地、４号貝山緑地等に植生している歴史的背景のあるみどりを守るために歴史的資源と一体となったみどりの保全・創出・再生を図る。

（ウ）　みどりを増やし、みどり豊かな街づくりを進めるため、市街地や街区の緑化推進を進める。

（エ）　一団の農地については、農業振興と連動した都市型農業や観光農業などの育成のもとに、保全と活用を図る。

（オ）　多様な生物が生息する場を、海辺・河川・道路のみどりや市街地のみどりで結ぶ「みどりのネットワーク」づくりを推進する。

イ　レクリエーション系統の配置の方針

（ア）　横須賀新港から走水・観音崎周辺の東京湾沿いや北下浦海岸、立石海岸から荒崎海岸にかけての相模湾沿いにおける海浜地や磯辺は、良好な自然景観を有しているため、海と親しめる重要な緑の軸として積極的に保全するとともに利活用を図る。また、拠点となる公園などをプロムナードなどで結び、積極的な活用が図られるよう、利便性を向上させる。

（イ）　市民の日常や週末のレクリエーション活動に寄与する公園及び緑地を適正に配置し、計画的な整備を図り、健康増進、レクリエーション、観光など人々の交流の拠点となるよう、個性と魅力あるものとして充実させていく。

（ウ）　地域の課題に対応し、にぎわいや魅力の創出、住民の利便性・快適性の向上を目指して、公園を適切に配置し、計画的な整備を図る。

（エ）　多様な健康増進活動に対応して、既存の運動公園の整備と、施設の少ない地域での運動施設を適正に配置し整備する。

（オ）　横須賀の自然環境を活かした風致公園や都市緑地を適切に配置するとともに、広域的な交流に寄与し都市のシンボルとなる公園・緑地の拡充と整備を図る。

（カ）　業務地及び拠点商業地での賑わいのある交流の場づくりを進める。

（キ）　海のスポーツを楽しめる拠点づくりを誘導する。

ウ　防災系統の配置の方針

（ア）　公園などのオープンスペースが、火災の延焼防止、大規模火災からの避難及び広域応援などに役立つため、防災・被災に対応した都市公園づくりを進める。また、樹林地を適切に保全、維持・管理することにより、治山治水対策を行う。

（イ）　災害時の防災拠点として、公園・緑地における防災施設の整備及び推進をする。

エ　景観構成系統の配置の方針

（ア）　衣笠大楠山地区・武山地区の自然的景観の保全、身近な自然的都市景観である丘陵地・傾斜地山林・社寺林の保全を図る。

（イ）　海辺の風致の保全や公園・緑地及びプロムナードの整備により、横須賀らしい景観形成を図る。

（ウ）　良好な市街地景観の向上を目指し、敷地内緑化を推進する。

（旧）

面緑地についても、緑地と調和した適正な土地利用の誘導のもとに保全を図る。

（イ）　７・７・１観音崎公園、８・４・４猿島公園、天神島臨海自然教育園等に植生している重要なみどり及び夏島公園、２号久里浜緑地、４号貝山緑地等に植生している歴史的背景のあるみどりを守るために歴史的資源と一体となったみどりの保全・創出・再生を図る。

（ウ）　みどりを増やし、みどり豊かな街づくりを進めるため、市街地や街区の緑化推進を進める。

（エ）　一団の農地については、農業振興と連動した都市型農業や観光農業などの育成のもとに、保全と活用を図る。

（オ）　多様な生物が生息する場を、海辺・河川・道路のみどりや市街地のみどりで結ぶ「みどりのネットワーク」づくりを推進する。

イ　レクリエーション系統の配置の方針

（ア）　横須賀新港から走水・観音崎周辺の東京湾沿いや北下浦海岸、立石海岸から荒崎海岸にかけての相模湾沿いにおける海浜地や磯辺は、良好な自然景観を有しているため、海と親しめる重要な緑の軸として積極的に保全するとともに利活用を図る。また、拠点となる公園などをプロムナードなどで結び、積極的な活用が図られるよう、利便性を向上させる。

（イ）　市民の日常や週末のレクリエーション活動に寄与する公園及び緑地を適正に配置し、計画的な整備を図り、健康増進、レクリエーション、観光など人々の交流の拠点となるよう、個性と魅力あるものとして充実させていく。

（ウ）　公園の不足がみられる既成市街地においては、市街地や市街地に近接する街区公園、近隣公園、地区公園等を適正な位置及び規模で整備し、みどりの充実を図るとともに、市民緑地などの設置を進める。

（エ）　多様な健康増進活動に対応して、既存の運動公園の整備と、施設の少ない地域での運動施設を適正に配置し整備する。

（オ）　横須賀の自然環境を活かした風致公園や都市緑地を適切に配置するとともに、広域的な交流に寄与し都市のシンボルとなる公園・緑地の拡充と整備を図る。

（カ）　業務地及び拠点商業地での賑わいのある交流の場づくりを進める。

（キ）　海のスポーツを楽しめる拠点づくりを誘導する。

ウ　防災系統の配置の方針

（ア）　公園などのオープンスペースが、火災の延焼防止、大規模火災からの避難及び広域応援などに役立つため、防災・被災に対応した都市公園づくりを進める。また、樹林地を適切に保全、維持・管理することにより、治山治水対策を行う。

（イ）　災害時の防災拠点として、公園・緑地における防災施設の整備及び推進をする。

エ　景観構成系統の配置の方針

（ア）　衣笠大楠山地区・武山地区の自然的景観の保全、身近な自然的都市景観である丘陵地・傾斜地山林・社寺林の保全を図る。

（イ）　海辺の風致の保全や公園・緑地及びプロムナードの整備により、横須賀らしい景観形成を図る。

（ウ）　良好な市街地景観の向上を目指し、敷地内緑化を推進する。

（エ）　都市景観の重要な要素である道路には、街路樹の整備を図る。

（新）

（エ）　都市景観の重要な要素である道路には、街路樹の整備を図る。
（オ）　河川沿いは、市民が身近に親しめる公共空間及び良好な水辺空間の創出として緑化を図る。

オ　地域の特性に応じた配置の方針

（ア）　本区域の緑の骨格を構成する大楠山・武山の丘陵地は、各種地域制緑地の指定及び国営公園や都市基幹公園の配置、東京湾、相模湾及び金田湾の海岸地域には風致公園や都市公園を配置し、また歴史的資源又は良好な自然林については都市緑地として配置のうえ、これらの保全を図る。
（イ）　自然の多様性の高い大楠山・武山、観音崎公園、久里浜緑地等はビオトープの「核」と位置づけるとともに、住区基幹公園、社寺林等については小動物の「拠点」と位置づけ、これらによりビオトープ・ネットワークの形成を図る。
（ウ）　公園・緑地は、本来の役割、多機能性、多様な可能性を再認識し、地域課題に対応できるようバランスに配慮して配置する。

カ　都市のシンボルとなる公園・緑地の整備・配置の方針

（ア）　公園・緑地のポテンシャルを最大限発揮させ、周辺と一体となってにぎわいや魅力を創出できるよう、３・３・１臨海公園、３・３・22 久里浜１丁目公園、５・５・１長井海の手公園、６・４・１追浜公園、７・４・５荒崎公園、８・２・１ペリー公園、８・３・２三笠公園、８・４・４猿島公園、２号久里浜緑地など都市のシンボルとなる公園・緑地の整備・活用を図る。
（イ）　湘南国際村から大楠山に連なる緑地の憩い、安らぎ、学び、健康を育む場としての、緑の再生と保全、地域の良好な自然環境の活用を図る。

キ　総合的な緑の環境づくりの方針

（ア）　市民参加による公園・緑地づくりと維持管理体制づくりを図る。
（イ）　周辺の自然環境や市街地内の緑と調和した、公園・緑地の整備を推進する。
（ウ）　地域特性を活かし、周辺環境との調和に配慮した公園・緑地の施設デザイン、整備を図る。

③　実現のための具体の都市計画制度の方針

ア　樹林地の保全と活用

（ア）　風致地区
　塚山、衣笠大楠山、浦賀半島、武山及び荒崎地区は引き続き良好な風致景観の保全を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しを行う。
（イ）　特別緑地保全地区等
　衣笠大楠山地区と武山地区は引き続き近郊緑地特別保全地区により保全を図る。

イ　農地の保全と活用

（ア）　生産緑地地区
　優れた緑地機能を有する良好な市街化区域内農地の計画的保全を図る。

ウ　公園緑地等の整備

（ア）　住区基幹公園
　街区公園、近隣公園及び地区公園は、住区単位に誘致距離、居住人口、他の公共施設

（旧）

（オ）　河川沿いは、市民が身近に親しめる公共空間及び良好な水辺空間の創出として緑化を図る。

オ　地域の特性に応じた配置の方針

（ア）　本区域の緑の骨格を構成する大楠山・武山の丘陵地は、各種地域制緑地の指定及び国営公園や都市基幹公園の配置、東京湾、相模湾及び金田湾の海岸地域には風致公園や都市公園を配置し、また歴史的資源又は良好な自然林については都市緑地として配置のうえ、これらの保全を図る。
（イ）　自然の多様性の高い大楠山・武山、観音崎公園、久里浜緑地等はビオトープの「核」と位置づけるとともに、住区基幹公園、社寺林等については小動物の「拠点」と位置づけ、これらによりビオトープ・ネットワークの形成を図る。
（ウ）　公園・緑地は、本区域全体で均衡ある都市環境が形成されるよう、バランスに配慮して配置する。

カ　都市のシンボルとなる公園・緑地の整備・配置の方針

（ア）　３・３・１臨海公園、５・５・１長井海の手公園、７・４・５荒崎公園、７・５・４衣笠山公園、田浦梅の里、２号久里浜緑地など、広域的な交流の場となり都市のシンボルとなる公園・緑地の整備・活用を図る。
（イ）　東京湾唯一の自然島であり、貴重な自然環境と歴史遺産をもつ８・４・４猿島公園をエコミュージアムとして整備・活用を図る。
（ウ）　湘南国際村から大楠山に連なる緑地の憩い、安らぎ、学び、健康を育む場としての、緑の再生と保全、地域の良好な自然環境の活用を図る。

キ　総合的な緑の環境づくりの方針

（ア）　市民参加による公園・緑地づくりと維持管理体制づくりを図る。
（イ）　周辺の自然環境や市街地内の緑と調和した、公園・緑地の整備を推進する。
（ウ）　地域特性を活かし、周辺環境との調和に配慮した公園・緑地の施設デザイン、整備を図る。

③　実現のための具体の都市計画制度の方針

ア　樹林地の保全と活用

（ア）　風致地区
　塚山、衣笠大楠山、浦賀半島、武山及び荒崎地区は引き続き良好な風致景観の保全を図る。
（イ）　特別緑地保全地区等
　衣笠大楠山地区と武山地区は引き続き近郊緑地特別保全地区により保全を図る。

イ　農地の保全と活用

（ア）　生産緑地地区
　優れた緑地機能を有する良好な市街化区域内農地の計画的保全を図るため、生産緑地地区を適正に配置する。

ウ　公園・緑地等の整備

（ア）　住区基幹公園

とのバランスを考慮して整備し配置する。

（イ）　都市基幹公園

観光レクリエーション機能を有する総合公園として、５・５・１長井海の手公園を配置する。

多様な健康増進活動に対応する運動公園として、６・４・１追浜公園、６・５・２不入斗公園等を配置する。

（ウ）　特殊公園

風致公園としては７・４・５荒崎公園、７・５・４衣笠山公園等、歴史公園としては８・２・１ペリー公園、８・３・２三笠公園及び８・４・４猿島公園、墓園としては１号中央公園墓地を、それぞれ配置する。

（エ）　広域公園等

広域公園として７・７・１観音崎公園を配置する。

三浦半島国営公園構想の一環として、西部地域の大楠山周辺への国営公園の具体化に向けて調整する。

（オ）　緑地・緑道

市民の身近な憩いの場として２号久里浜緑地、10 号光の丘水辺緑地等の配置、緑道として宇東川緑道緑地及び平成緑道緑地を配置する。

④　主要な緑地の確保目標

ア　緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、都市計画区域の約 30％(約 2,972ha)を、風致地区や特別緑地保全地区などの地域地区、公園や施設緑地などの都市施設及び樹林地や農地などのその他の緑地により、緑のオープンスペースとして確保する。

イ　主な地域地区・公園緑地等の確保目標

主な地域地区・公園緑地等の確保目標面積は、次のとおりとする。

風致地区	1,355ha
近郊緑地特別保全地区	244ha
特別緑地保全地区	244ha
住区基幹公園	130ha
都市基幹公園	64ha
特殊公園	105ha
広域公園	70ha
緑地	368ha

街区公園、近隣公園及び地区公園は、住区単位に誘致距離、居住人口、他の公共施設とのバランスを考慮して整備し配置する。

（イ）　都市基幹公園

観光レクリエーション機能を有する総合公園として、５・５・１長井海の手公園を配置する。

多様な健康増進活動に対応する運動公園として、６・４・１追浜公園、６・５・２不入斗公園等を配置する。

（ウ）　特殊公園

風致公園としては７・４・５荒崎公園、７・５・４衣笠山公園等、歴史公園としては８・２・１ペリー公園、８・３・２三笠公園及び８・４・４猿島公園、墓園としては１号中央公園墓地を、それぞれ配置する。

（エ）　広域公園等

広域公園として７・７・１観音崎公園を配置する。

三浦半島国営公園構想の一環として、西部地域の大楠山周辺への国営公園の具体化に向けて調整する。

（オ）　緑地・緑道

市民の身近な憩いの場として２号久里浜緑地、10 号光の丘水辺緑地等の配置、緑道として宇東川緑道緑地及び平成緑道緑地を配置する。

④　主要な緑地の確保目標

ア　緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、都市計画区域の約 30％(約 2,972ha)を、風致地区や特別緑地保全地区などの地域地区、公園や施設緑地などの都市施設及び樹林地や農地などのその他の緑地により、緑のオープンスペースとして確保する。

イ　主な地域地区・公園緑地等の確保目標

主な地域地区・公園緑地等の確保目標面積は、次のとおりとする。

風致地区	1,355ha
近郊緑地特別保全地区	244ha
特別緑地保全地区	244ha
生産緑地地区	25ha
住区基幹公園	124ha
都市基幹公園	51ha
特殊公園	35ha
広域公園	70ha
緑地	231ha

（新）

4　都市防災に関する都市計画の決定の方針

（1）　基本方針等

①　基本方針

本区域は、首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されているなど、津波、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、都市防災対策のうち、震災対策を重点項目として取り組む必要がある。

また、「安全で快適に暮らせる社会の実現」を目指し、災害に強い都市構造の構築、地すべり・がけ崩れや水害の防止対策、災害時に対応する体制整備等の諸施策を推進している。

したがって、災害に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震化、不燃化、公園・広場などのオープンスペースの整備拡充といった防災空間の確保、港湾の防災性の強化、谷戸を結ぶ防災道路の建設などの谷戸対策、防災活動の拠点となる幹線道路・水面・緑地帯の確保などにより、都市の防災性のより一層の向上を図る。

なお、具体の施策を進めるにあたっては、大規模災害からいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

また、大規模な地震災害や最大クラスの津波災害などへの備えとして、復興まちづくりの事前の準備を推進する。

②　都市防災のための施策の概要

ア　火災対策

（ア）　木造家屋の密集地区や商業業務施設の集中地区について、道路や広場等のオープンスペースの確保に合わせた土地の高度利用とともに、防火地域の拡大指定を図る。

（イ）　その他の既成市街地のうち、基盤施設が不足する木造住宅地区で準防火地域が未指定の区域については、火災の延焼防止を目的に準防火地域の拡大指定を図る。

（ウ）　谷戸の底部に形成された密集市街地では隣接する谷戸間を連絡する防災トンネルや主要生活道路等の整備による緊急輸送路、救難路の確保を図り、火災に強い都市構造の形成を目指す。

イ　地震対策

（ア）　建築物の耐震不燃化の促進、道路・公園・広場等の防災空間の整備、港湾における耐震強化岸壁の整備、広域避難地・緊急輸送路等の整備を推進する。

（イ）　上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設、電話などの通信施設、鉄道施設等のライフラインの耐震性強化を図る。

（ウ）　宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の区域内、及び活断層周辺区域での地震災害防止対策を推進する。

ウ　土砂災害対策

対策工事等のハード整備や避難対策、居住機能の誘導などのソフト施策に取り組むなど、ハード・ソフトの両面から対応するとともに、計画的な土地利用の推進などにより、

（旧）

4　都市防災に関する都市計画の決定の方針

（1）　基本方針等

①　基本方針

本区域は、首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されているなど、津波、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、都市防災対策のうち、震災対策を重点項目として取り組む必要がある。

また、「安全で快適に暮らせる社会の実現」を目指し、災害に強い都市構造の構築、地すべり・がけ崩れや水害の防止対策、災害時に対応する体制整備等の諸施策を推進している。

したがって、災害に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震化、不燃化、公園・広場などのオープンスペースの整備拡充といった防災空間の確保、港湾の防災性の強化、谷戸を結ぶ防災道路の建設などの谷戸対策、防災活動の拠点となる幹線道路・水面・緑地帯の確保などにより、都市の防災性のより一層の向上を図る。

なお、具体の施策を進めるにあたっては、大規模災害からいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

②　都市防災のための施策の概要

ア　火災対策

（ア）　木造家屋の密集地区や商業業務施設の集中地区について、道路や広場等のオープンスペースの確保に合わせた土地の高度利用とともに、防火地域の拡大指定を図る。

（イ）　その他の既成市街地のうち、基盤施設が不足する木造住宅地区で準防火地域が未指定の区域については、火災の延焼防止を目的に準防火地域の拡大指定を図る。

（ウ）　谷戸の底部に形成された密集市街地では隣接する谷戸間を連絡する防災トンネルや主要生活道路等の整備による緊急輸送路、救難路の確保を図り、火災に強い都市構造の形成を目指す。

イ　地震対策

（ア）　建築物の耐震不燃化の促進、道路・公園・広場等の防災空間の整備、港湾における耐震強化岸壁の整備、広域避難地・緊急輸送路等の整備を推進する。

（イ）　上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設、電話などの通信施設、鉄道施設等のライフラインの耐震性強化を図る。

（ウ）　宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の区域内、及び活断層周辺区域での地震災害防止対策を推進する。

ウ　浸水対策

河川整備と下水道整備の連携にあわせ、雨水流出量を抑制するため、流域対策として、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸貯留・浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設

土砂災害による被害を未然に防止する対策を推進するものとする。

エ　浸水対策

（ア）　河川の護岸等を整備するとともに、豪雨時の破堤・溢水等による氾濫防止のため、河川に関係する水防施設・設備の整備と水防監視体制の強化に努めることで、外水氾濫を予防する。

（イ）　下水道施設整備や雨水流出抑制施設の設置等により内水氾濫による被害を予防する。

（ウ）　東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模灘沿岸海岸保全基本計画で定める、防護すべき地域及び防護水準に基づく海岸保全施設の適切な維持管理により海岸保全に努めることで、高潮災害を予防する。

オ　津波対策

（ア）　港湾・漁港施設等、河川護岸、下水道施設に対する津波による影響軽減を図る。

（イ）　避難路の整備、一時的な避難場所の確保、避難対象地域における対応など、津波からの避難対策を推進する。

（ウ）　津波による被害を最小限に抑制するために、津波ハザードマップの配布・公表等により、津波防災意識の啓発を行う。

（エ）　津波災害に関連して、津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定の検討や津波避難施設及び防災施設の整備の検討を行う。

カ　その他

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域及び洪水浸水想定区域等の情報を含め、自然災害の恐れのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。

設置を推進し、総合的な浸水被害対策を図る。

エ　津波対策

（ア）　港湾・漁港施設等、河川護岸、下水道施設に対する津波による影響軽減を図る。

（イ）　避難路の整備、一時的な避難場所の確保、避難対象地域における対応など、津波からの避難対策を推進する。

（ウ）　津波による被害を最小限に抑制するために、津波ハザードマップの配布・公表等により、津波防災意識の啓発を行う。

（エ）　津波災害に関連して、津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定の検討や津波避難施設及び防災施設の整備の検討を行う。

オ　その他

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の情報を含め、自然災害の恐れのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。